東支鉄道附属地及松黒両江航行に関する支那法権回収事情

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03113 3507

JX
1570
Z6L47

哈調資料既近刊目錄

號數	書名	發行年月	備考
號外	哈爾賓に於ける金融機關の現狀	大正十二年七月	極秘
第一號	露西亞共和國聯邦民法	大正十二年九月	
第二號	勞農西比利の近情	大正十二年九月	秘
第三號	哈爾賓に於ける日本人關係諸會社商店一覽	大正十二年九月	
第四號	北滿に於ける小麥と製粉工業	大正十二年十月	
第五號	滿蒙の畜產と東支鐵道	大正十二年十月	
第六號	東支鐵道哈爾賓營業所第八區案內	大正十二年十一月	
第七號	東支鐵道附屬地及松黑兩江航行に關する支那法權回收事情	大正十二年十一月	
第八號	哈爾賓に於ける邦人倉庫業	近刊	
第九號	黑龍江々口尼港	同	
第十號	ツエントロサユーズの事業	同	
第十一號	勞農露國の外國貿易	同	

LIBRARY
APR 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

船の用に充て江捐表は哈爾賓稅關稅務司と東支鐵道船舶課長との間に於て協定す但し其定むべき總數は宣統元年五月十四日即露曆一九〇九年六月十八日より宣統二年五月二十四日即露曆一九一〇年六月十七日に至る航期實收の噸稅額に照し適宜增加することを得るも原額の四分の一を逾ゆることを得ず

第九條　凡そ穀物を松花江に依り運送するものは本章程施行期內に於ては現行取扱法に照し該地方運送の穀物に對しては保證金及保證書を免ず

第十條　松花江の各稅關は執務開始の日より宣統二年四月四日即露曆一九一〇年四月二十九日に至る迄の間支那稅關の既收及未收の各項稅金は既に結算せられたるものと見做す但し此日より該章程頒布の日に至る迄の間に於て新章程所定稅額を超過せるもの或は新章程と其徵收額の一致せざるものは各貨主來關して返還方を申出れば江關の原領收書を發行せる日より三週間以內のものに對しては其差額を返還し超過額返還の請求は本年十一月二十七日即露曆十二月十五日迄を限とし申請書中に示す領收證は明年六月六日即露曆六月十八日以前たることを要す本年四月四日即露曆四月二十九日以後に於て露淸銀行に當座預金せる各項稅金は新章程施行後其全額を海關に引渡すべし

第十一條　露國船舶が積荷明細書及船荷目錄を差出す場合露文を用ゆるも海關は之れを受付くべし但し該書類は海關樣式に遵ふことを要す

第二條　第一條に言ふ所の章程は本議定書調印後三週間以內に哈爾賓稅務司より出示施行す

第三條　該章程實行期內に於て若し修改する所あるか又は各項單行章程の頒布或は新訂又は其施行區域を新に松花江に及ばさんとするものある時は露支兩國の協定に依り決す

第四條　支那稅關は哈爾賓東支鐵道附屬地內に於て執務するも之れが爲め將來何等か原則となるべき諸問題を解決するに當り之れを援引すべからざることを相互に聲明す

第五條　東支鐵道の建造、修理、經營に要する物件は松花江の各稅關に於て各種の稅金を免除す護路軍の所要物件も亦同じ

第六條　松花江の各處より船運に依り哈爾賓に至り直に外國に輸出する穀物は其包裝せると否とを論せす又哈爾賓到着後船舶より直に汽車に積込むと暫時支那稅關及東支鐵道所管の倉庫に入庫するとを問はず滿洲里或は綏芬河分關通過に際し再び輸出正稅を徵せず之れに關する詳細なる章程は本年內に哈爾賓稅關稅務司と東支鐵道會社と協定す

水路に依り直に外國に輸出し倉庫に入庫せざる穀物に對する關稅は滿洲里或は綏芬河分關に於て納付し貨物の哈爾賓到着後支那稅關と東支鐵道との共同管理する倉庫若くは支那稅關又は東支鐵道の專管に屬する倉庫に入倉するものゝ關稅は哈爾賓に於て陸揚を爲す際納付すべし

凡そ松花江の各處より運搬し來る貨物にして直運貨物證劵を有し滿洲里或は綏芬河より外國に輸出するものは哈爾賓通過の際暫らく哈爾賓に留置くと否とを論せず滿洲里及綏芬河兩關規則に所定の稅額に比し多く納入したる輸出稅は其超過額を返還す但し目下斯かる貨物なかるべきを以て其細則は實情を調査したる上若し此項に當る貨物ある時は之れに關し哈爾賓稅關稅務司と東支鐵道との間に於て協定を行ふべし

第七條　光緒七年締結せる聖彼得堡條約附約陸路通商章程第十四條所載の各物件は松花江の各關稅も滿洲里綏芬河兩關暫行辦法に倣ひて關稅を徵收せず

第八條　本年航期の終に至る迄噸稅は從來の如く之れを徵收す然れども江關より每月短期噸稅單を發行し本期行

の命脈に關係するものなれば、其事を管理する者は時宜に隨ひ國家的見地に立ちてこれに從事せざる可からず、然らざれば必ず失敗を免るゝ能はざるなり。

（註一） 璦琿條約（咸豐八年四月十六日、露曆千八百五十八年五月十六日）

第一條　黑龍江、松花江左岸額爾古納河より松花江海口に至る間を露國所屬の地と爲し左岸江流に順ふて烏蘇里河に至る間を支那所屬の地と爲し烏蘇里河より彼方に向ひ海に至る間の地は其境界の明定せらるゝ迄兩國共管の地と爲し黑龍江、松花江、烏蘇里河は此後只支那兩國の汽船の航行を許し他の外國船隻は此江河を航行するを許さず黑龍江左岸ゼーヤ河より以南豁爾莫勒津屯に至る原住の滿洲人等は從來の如く其住居せる村中に於て永遠に居住することを許し猶ほ支那官憲をして管理せしめ露西亞人等と和好して相侵犯するを得ず

第二條　兩國所屬の人は相互和睦し烏蘇里、黑龍江、松花江沿岸に居住せる兩國所屬の人民に對しては其一同をして交易せしめ官員等は西岸に在りて彼此兩國貿易人等の監視斡旋を爲すべし

（註二）松花江行船章程（東亞同文會發行支那關係特種條約彙纂には松花江稅關議定書とあり）

（宣統二年七月四日、一九一〇年八月八日）

光緖七年露支兩國間に締結せる聖彼得堡條約第十八條に據り支那外務部と北京駐紮露國公使館との間に左記各條を締結す

第一條　本議定書に添附する松花江船舶往來及貨物輸出入檢査暫行試辦章程は已に承認を經たり該章程は露支英の三國文を以て作成し支露兩國委員調印して其正確なることを證明し將來若し疑義を生じたる場合は英文を以て主とすべし

（註）凡そ章程内に記載せる支那領或は露領に於ける百支里即ち五十露里云々の字句は露支兩國々境線を基點として云へるものなり

然るに條約文中に黑龍江、混同江、烏蘇里河と言はずして、黑龍江、松花江、烏蘇里河と同へるは是れ混同江を誤つて松花江とせるものなることを證明すべし、露國當局と正式會議の際、此事を提議するは實に最も肝要と爲す、即ち劈頭に提出して原定條約文字誤謬の研究に資し、以て國際河川と國内河川とを區分し、條約文に明定して混同を避けざる可からざるものと信ず。

八年抑留船舶釋放問題交渉完了後、一時航行權に關する世論盛んに起りたるが、未だ我國のハバーロフスク航行權を取消すに至らず、露領の廟街(尼港)にも亦數回航行せり、蓋し露領は近年革命に繼ぐに饑饉を以てし、糧食の補給を求むること最も急にして、露國舊黨員の所有船舶は其捕縛を恐れて敢て新露國の領地に航行せず、我國の商船が貨物を運送して其需要に供給するは彼等の大に歡迎する所なりしを以つてなり、然れども之れに當る適任者に乏しく即ち或は航行に暗く、或は法律的觀念薄く、支那の商船は露國規則を守る必要なしと爲し、甚しきは只私利を圖りて不紀律の擧動多き有樣なりしを以て比較的航業發展せず、一言以て之れを蔽へば、當事者の頭腦概ね固陋にして時世に適せざるに因り、若し速に刷新の實を擧げざれば、航業の前途に隱患少からず、單に區々たる資本の損失等の如きのみに止まらざるなり。

其後ハバーロフスクに於ける戊通公司の支店は、勞農露西亞より閉鎖せられたり、其閉鎖の原因を聞くに、露國の官憲の命令に反し更に所得稅を納付せざる爲にして、其納付せさる原因は露國が每年規則に依りて納稅告知書を公司に送付するに拘らず、會社の當事者は露國官憲に向つて其缺損の實情及其納稅するを得ざる理由を聲明せず、只接受せる納稅告知書を高閣に束ねて其儘に放任せる爲め、閉鎖の汚辱を被むるに至れるものなりと云ふ、元來航業は國家

力ならざるが如きも、施道員の外務部に致せる回答の各節に據れば、露人は決して此引用條約文の相違に就て云爲せずして單に條約に於て其航行を許しありと云ふを楯にするに過ぎざるより之れを見れば、該條約は露支兩國文を共に尊重せるものなることを知るを得、其相違の故を以て無効なりと云ふ可からず、而かも露文の前段に於て支那文に記載せる松花江の文字を引用せず、僅かに後段に之れを記入せる所以は、航行と分界と同じからざるを以て文字に斟酌を加へたるものなり、即ち航行に就ては其地名が時俗に通用せる名稱を用ふることを妨げざるも、國境は明白にして混同の嫌を避けざる可からざるを以て、松花江の文字を用ひざりしものなり要するに條約文は兩者同じからずと雖も、此一段の江流は確かに松花江の下流にして支那領土内の松花江にあらざるは是れを本條約文の精神及國際河川の先例に照して毫も疑義を挾むの餘地なし、況んや咸豐十年露支續約第一條に「今後兩國の東部境界はシールカ、額古爾訥河會流の處より黑龍江に順ふて下流し、該江烏蘇里河に會する地點に至る間の北岸は露領と爲す」等の語あり、是れ已に此一段を改めて黑龍江下流とせるものにして、該條約露文の誤を知りて改正せるの證左と爲すに足る、我若し右の論點に基きて先づ訂正を聲明せば將來此交渉を進むる上に容易なるべし、其松花江を支那國內河川と爲し、黑龍江を露支兩國の國際河川と爲すべきは已に辯明したれば、爾後松黑航行に對しては各個に章程を規定し再び松黑の二名を章程の上に冠して混同を滋くす可からず云々と、是れを交通、外交兩部の交渉準備の基礎案とせり。

按ずるに條約に記載せる所の黑龍江口とは松黑合流の點(即ち三江口、拉哈蘇々地方)にして、其混合の流を支那は名けて混同江と曰ひ東流して露領のハバーロフスクに至り、烏蘇里河復た之れに合流する地點以上の黑龍江及烏蘇里河は其沿岸全部露支兩國の國境に跨る國際河流たるべきは毫も疑なき所なるが、松花江の其間に存在すべき筈なし

納河より松花江の海口に達する間を露領と爲すとあるに徵して明なり、若し果して支那國境内の松花江とせば左右兩岸皆支那の領地なれば露領と爲すべき道理なく、且つ松花江は海に達せざれば海口に達すと云ふべき筈なし、即ち左岸と海口との文字に依りて右の條約文は上流を黑龍江とし、下流を松花江とせる露支國境を分界せる一條の流れたるを證明するに足るものなり、故に條約に只露支の航行を許し他國の航行を許さざるものにして、此れ支那國境内の松花江と關係なきものなること毫も疑義なし、此點は元來條約文の解釋なるを以て別に提議すべきものなるが、先づ露國官憲に辯明し置かば其全江貿易自由說を牽制し得べしとあり、又施道台の外務部に致せる回答に據れば、瑷琿條約中に稱する松花江は松黑兩江會流して海に入るの一區間を指せるものなることは、確實にして動かすべからず、蓋し什勒喀河と額爾古納河の會流せる處より黑龍江に循ひ烏蘇里河に達する間及烏蘇里河より溯り松阿察河を經て興凱湖に至る間は總て兩國々境にして、交涉問題あるも其拉哈蘇々より遡りて哈爾賓、新城、吉林等に至る一帶は支那の內地にして露國と全く關係なければ、交涉を云々すべきものにあらず、昨年吉林公署より電報を以て此意に基き辯駁せよと命じ來たるに依り、道台等は露國官憲に對し辯駁する所ありしが、彼れは我の根據とせる理由に對しては一顧を與へず反つて目前の事實を以て證を爲し、既に露國船舶內地松花江を航行せるは條約に根據せるものなりと謂へり、我は辯明に是れ力めたるも露人は猶ほ條約文中の松花江行船の一語に根據し、强いて我に章程の締結を迫れり、我は理に窮したるにあらずして勢に屈せるものなり、今國交回復せず、舊約改廢の時に乘じ速に修正を辯明せざれば露人の松花江に於ける航行を禁止する能はざるのみならず、將來航行權問題の交涉に必ず至大の困難を來すべし、該條約の露文には其第一條前段に松花江左岸及松花江海口等の文字なく該條約の支那文と相違し居を以て、之れに對する辯駁は有

後松花江航行の禁止又は交渉に關し歩を進むれば障害を除くに便ならん、露國船舶の松花江航行は宣統二年八月露支兩國協定の松花江航行章程に依りて開始せられたるものにして、該章程の協定は光緒七年露支兩國間に締結せる聖彼得堡條約第十八條に基けるものなり、右條約第十八條の規定は咸豐八年締結せる瑷琿條約に據り『黑龍江松花江烏蘇里河は露支兩國に限り航行を許すと規定せるに據るものなりと稱すれども、是れ全く瑷琿條約解釋の錯誤に基因せるものなり、即ち黑龍江の下流を從來松花江と呼び、之れを誤つて我國內地の松花江とせるより來れるものなり、吉林省內の松花江は皆支那の領土にして、完全なる支那の內河なれば、露領のゼーヤ河が黑龍江に會流するものと其趣相同じくして黑龍江、烏蘇里河、額爾古納河の兩岸が露支兩國に分屬するものと事情を異にするが故に該條約にゼーヤ河に對し兩國船舶の航行を許すが如き規定を設けず、されば松花江に對しても決して其航行を許可するが如き規定を設くべき理由なし、只黑龍江、烏蘇里河に對して兩國船舶の航行を許可せるものなるが、原條約文に松花江と記載しあるより來れる誤謬なり、松黑兩江は合流せるを以て下流の名稱と混同し、拉哈蘇々(吉林同江縣)の松黑兩江會流點以下を支那領吉林地方よりは松花江の下流と爲し、露領側よりは黑龍江の下流とせるものにして、瑷琿條約締結當時此下流に對し松花江の名稱を辯別せず其儘採用せるものと信ぜらる、此事に關しては露支兩國間に於て松花江航行章程を協定する時、外務部より濱江關道施肇基に致せる公文に詳細辯明しあり、即ち該公文中に曰く「瑷琿條約に謂ふ所の松花江は、黑龍江の下流を指せるものにして決して支那國境內の松花江全流を指すものにあらず、蓋し松花江と黑龍江との合流以下海に至る下流を或は黑龍江と爲し、或は松花江と稱するは一は黑龍江を本流とし、一は松花江を本流とせるより來れるものにして、單に名稱の不同に過ぎず、之れを瑷琿條約第一條の劈頭に黑龍江、松花江の右岸額爾古

る所ありしを以て、政府より知多に駐紮せる總領事王鴻年に對し事實を調査して交渉すべきを命じたり、其の後王鴻年よりの復命に曰く、本件に關し知多政府外交部に照會せるに、同部よりの回答によれば、本部に於ては毫も戊通公司のハバーロフスクの航行權を取消との議あるを聞かず、但し廟街（尼港）行の外國船舶は雙方の協定を經るにあらざれば航行する能はずと、依つて當時支那の船舶は黑龍江全部に航行權を有することは瑷琿條約に明記せる所なれば露國官憲に於て毫も禁阻すべき理由なきを通告せり、然るに同部より『松黑兩江の航行權に就ては久しく露支間の懸案となり居れるを以て兩國の委員會を開き根本的に解決すへきものなり云々』と回答し來れり、元來瑷琿條約中に『黑龍江、松花江、烏蘇里河は此後只露支兩國船舶の航行を許す』とあるも現に露國政府に於て既に本條約を無視し我國船舶の黑龍江下流航行を禁阻するに廟街（尼港）一帶は露領なりとの口實を以てせば我は松花江は完全に我國境内に在れば露船の該江航行を禁止し以て之れを牽制すへきは國際間對抗の正當方法なるへし云々と、王總領事より復命あり、外交部は此復命に據り交通部と協議せるが交通部の云ふ所によれば、松黑兩江の航行權問題は久しき以前より紛糾を重ねつゝある懸案にして舊露西亞政府時代より知多政府時代に至る今日迄、屢次交渉を經たるも尚未だ解決を見ず、現に知多政府は勞農政府に合併せられたるを以て、所謂松黑航行權問題は當然勞農政府の諒解を得て根本的に解決するを至當と爲すへく、若し露國船舶の松花江航行を禁止して之れを牽制せんとせば露國は戊通公司のハバーロフスク航行權に對し其承認を取消すに至るやも知れず、該總領事の意見は一理なきにあらざれども果して露人が更に我船舶の黑龍江航行を禁止するの擧に出づるに於ては、本部と貴部と共同して露國船舶の松花江航行を禁止するも遲からざるなり、但此事を實行するには宜しく先づ露人が尼港航行を禁止せる口實の誤謬を指摘して詳細に辯駁すへきものならへし、然る

第三、露國船舶の支那沿岸に至り及支那船舶の露領沿岸に至る場合は共に各營業上の便利及保護を與ふへきこと

第四、一切の航務設備を如何に區別して管理すへきやは別に細則を設けて之れを規定すること

其後露國領事よりの回答に接したるが、其文意は本件の協議に參與すへき露國人二名の内一名はハバロフスクに赴き一名は黑河に赴き目下不在にして且つ時局未だ安定せざれば、彼等は實際哈爾賓に來り難き事情あるを以て期を定めて協議する能はずと云ふに在り、道尹董士恩は九年三月此旨外交、交通両部に報告し露國航行權の交渉は此に至りて又遂に懸案となれり、然れども我は露支両國經濟上の爲に本問題を決して長く停頓せしむる能はざれば、何等か局面展開の方法を講せざる可からざるなり。

九年春戊通公司は其所有船を全部開航せしめたるが、其航行は黑龍江に在りては西子口(ストレチエンスク？)に達し又ハバーロフスクより下航しては支那領を距る三千支里なる廟街(尼港)に至り、烏蘇里河に在りては、上流虎林縣に至り、嫩江に於ても亦大賚迄航行を開始し、前に公司より申請して許可を得たる航行線は均しく已に漸次通航を見るに至れり、而して公司の家屋及倉庫埠頭等亦同時に修築し且つ圖兒河に機械工場及造船所材料處等を設置し、江岸各地にも公司の出張所及代理店を次第に增設し、規模大に整頓せるが資金頓に缺乏を告げ、王總支配人辭職せるを以て、改めて謝霖を推して總支配人と爲し、株主總會の議決を經て東三省長官に對し政府の國有に歸せんことを申請したるが、政府は財政困難なりし爲め、國務會議の議決 以て改めて官商合辦と爲すことに決定し、交通部より株金百五十萬元を拂込み、原定資本金二百萬元の數に充足せり。

嗣いて戊通公司は、知多政府が同公司のハバーロフスクの航行權を取消すとの説を探聞し、此事に關し政府に請願す

十一日黑河に達せり是れを支那汽船の松黑兩江航行の嚆矢と爲す、翌年春第一次株主總會を開き戊午の年通航せるに因みて會社を戊通公司と名け、又篆字の午を以て會社の船旗と爲し紀念とせり。

戊通公司は王筌士を推擧して總支配人と爲し、農商交通各部に登記して正式に成立せることゝなれり、然るに其後露國官憲突然露領沿岸に散在せる船舶を全部抑留せるを以て、戊通公司は屢々中央政府及東三省當局に請願し、駐露公使及領事をして再三交渉せしめ漸く其の全部を釋放せしむることを得たり、戊通公司は此等の爲め頗る損害を被りたるが露領ハバロフスク地方に航行するを得たるは蓋し航業史上亦一新紀元を開きたるものと云ふへきなり。

其後支那船舶の航行に對し露國官憲は毫も阻止せざりしが、八年六月交通部より黑河道尹に對し『露國公使より外交部に對し支那船舶が已に黑龍江を航行することゝなれるを以て宜しく辦法を協定すへし、露國は同江内の船舶航行を便利にする爲め投資せる經費少からず、支那も航行を開始せるに因り其總額の一半を負担すべし、而して其額は四千三百萬元なり云々と申來れる由なれば、速に實際の數目を立會の上調査して報告すべし』と命じ來れるが、黑河道尹は之れに對し支那船舶が黑龍江を航行せるは其時日短期間なれば、從來の設置費及槩年の經費を露國と一樣に負擔するを要せざる旨交通部に復命せり、是に於て外交、交通兩部は左記大綱四條の草案を作成して協議委員に通知すると共に露國領事に對し期日を定めて會議すべき旨通牒せり。

大綱四條

第一、瑷琿條約に基き露支兩國に限り黑龍江に於て航行權を有するを聲明すること

第二、支那船舶も露領沿岸を航行するを得露國船舶も支那領沿岸を航行するを得共に當該各地の規則を遵守すること

花江は吉黑兩省內地を橫貫する松花江のことなりと力爭せるを以て、支那當局は條約の原文に基き解釋して之れを辯駁するに至り露國側は理に窮し目前の事實を以て證左とせんと欲し、露國の汽船が內地の松花江を航行するは即ち條約に根據せるものなり、支那は內地の松花江は條約範圍內に在らずと謂ふ、然れば何が故に歷年露國の汽船が內地の松花江を航行するに對し抗議を提出せざりしやと反駁し、自己が條約違反に依り開拓せる航路を支那が看過せるを利用し、强いて速に章程を定めんことを迫り、支那は弱國の爲め之れと爭ふの力なく終に彼れの主張を容れて民國二年七月廿日松花江行船章程(註二)を取極むるに至れり、是に於て露國は自國の汽船と東支鐵道と水陸相聯絡するを得ることゝなれり。

民國三年黑龍江將軍朱慶瀾は汽船一隻を購入し黑龍江を試航せしめんとし、一度松花江口を出て黑龍江に入るや露人は直に之れを阻止し且つ詰りて曰く、沿岸の標識、燈臺等均しく露國に於て設置し、支那は之れに對し未た毫も其經費を支出し居らざれば之れが權利を享用するの資格なし云々と、其後中央より稅關に命じ員を派して標識等を踏査せしめ六年十月に至り、我政府より其出費の一半を負擔すべき旨聲明せり。

七年勞農露國成立し、露人中其所有船舶を勞農政府に沒收せられんことを恐れ、航行を停止して賣却せんとするもの頻出するに至れり、是に於て我が航業者陳陶怡、孟昭常、章緜僧、陳公孟、王筌士等發起し資金を調達して之れを買收せんとする計畫を立て、更に鮑督軍の同意を得て黑龍江省より官株若干を引受くることゝなりたるに因り、會社を組織する準備を爲し、資本金二百萬元と定め、先づ四分の一拂込とし、繼いで交通銀行より資本金を借入れ汽船二十九隻、來多二十艘を購入す、斯くて會社の基礎漸く成り、先づ汽船金山號をして黑龍江を試航せしめ、同年七月二

行章程を協定すべきを允許せられたるを以て其貴國政府の提議せるが如き流域の專ら支那に屬し、或は露國に屬せるもの又は兩國の共管に歸せる黑龍江の某區域及支流の航行權に關しては將來の商議に讓ること丶すべき旨外務部に通告し來れり、當時于總辦は已に露國領事と協議し未だ章程を規定せざる以前は支那汽船の航行毎に彼此之れを記帳し將來章程協定後其回數に依り支那より露國に對し河道修理費を償還することに決し居れり、其後露國領事より『支那汽船の黑龍江一帶に於ける航行は專ら金鑛向貨物運搬の爲にして、現に本國政府の回電に接したるが章程協定以前、支那汽船の黑龍江一帶に於ける航行に對しては、露國政府は之れを阻止せざるも、露國汽船と一樣にアムール總督の規定せる章程を遵守すべきを要し、且つ航行に先立ち露國領事に通知し當局官憲に報告するに便すべしとあり云々』と通牒し來れり、其後久しく支那は相當馬力を有する船舶なかりし爲め、航行を開始せざりしが宣統元年に至り露國公使は外務部に向つて露支國境黑龍江及各支流行船條欵大綱なるものを提出し來りたるに因り、外務部は之れを稅務處及東三省督撫に移牒し、哈爾賓稅關稅務司濱江關道に對し露國當局と適宜協議すべきを命じたり、嗣いで東三省總督等の外務部に致せる回申に依れば、露國の提出せる大綱第五條内に『露國政府は已に巨額の資金を以て各該水路を整頓せり云々』とあり、是れ沿岸に設くる標識、燈臺及其流に沿ふて設置せる浮船を指して言へるものにして、于駟興か前に視察せる際其標識、燈臺は右岸淺瀨に多く之れを設置し浮船も亦右岸の近處に設置しありたり、一々査明し得へければ支那より其費用を辨償して回收すべしと云へり、外務部は其申請せる各事項頗る周到を極めたるものと爲し、東三省總督等に返電して適宜商議すべきを命じたるが、其後未だ何等の結果を見るに至らず。

同年我國は稅關新章程及北滿協定稅章を頒布せるが、露國公使は之れに對し抗議を提出し、瑷琿條約を援用して松

て外務部より該地方官に命じ露國官憲と協議し、別に暫行章程を協定せしめられたき旨提議し來れり、是に於て當時の外務部は奉天督軍及黑龍江巡撫に對し露國官憲と會同し草案を提出し本部の承認を經て同章程を協定すべきを命せり。

其後露國公使は其未だ舊章程の規定に先立ち支那船舶が該江を航行せんとする場合は船鑑札を下付し、外務部より奉天督軍を經て鐵道交渉局會辦于駟興に對し、露國領事と會商すべきを命せられたき旨請求し來れり、依つて于會辦をして交渉を開始せしむることゝなれるが、露國領事は之れに對し吾々は單に江内の支那汽船航行に關し細則を協定するに就ては會議することを得るも其航行區域を議することは不可能なりと聲明せり、于會辦は既に江内汽船航行章程の協定に關し會議する以上は同江上流下流を共に航行區域として論議すべきものにして之れを國際公法の原則に照すも河流が數ヶ國の國境を流貫する時は該數ヶ國は同じく其航行權を享有するものにして河口の兩岸が專ら一國に屬すと雖も上流に在る國家の船舶は此間を自由に往來して他國と通商することを得之れを阻止するを得ず、况んや黑龍江に對しては兩國船舶の航行及沿岸一帶の地方住民と貿易を行ふことの許可せられあるは已に露支條約に於て一再聲明せる所なりと主張す、又本件は二項に分ちて提議すべきものにして其一は額爾古訥河口西北の兩國々境地點より烏蘇里河口の兩國々境地點に至るものと、額爾古訥河全流域及烏蘇里河全流域にして此二區は兩國共同の河流なれば一項として議定し、其一は額爾古訥河西北兩國々境地點より下流江口に至る流域にして、此二區は露國管轄の流域なれば第二項として議定すべきものなりとして、辯論大に力めたるも露國領事は此説に同意せず、自己の權限外なりとの口實の下に本問題の解決を故意に遷延せり、然るに二十四年五月露國公使は本國政府の訓令に接し、額爾古訥河、シルカ河會流點より烏蘇里會流点に至る黑龍江の一區並に額爾古訥河及烏蘇里河の專ら江河邊界の一帶に限り露支船舶航

本年二月十日大總統令を以て董士恩に東省特別區市政管理局長を馬忠駿に同副局長を各兼任せしむとの命に接したるに因り本局長本副局長は之れを拜命し本月十二日市政管理局の兼職に就任せり査すに東支鐵道管理續訂契約第六條中『會社は以後有する權利及有ゆる職務に對し其何項たるを論せず均しく嚴重に商業範圍内に制限し一切の政治事項は均しく禁止すべし』等の語あり是を以て當哈爾賓市及東支鐵道各沿線の市政は均しく本局の管理に歸すべきものとす一九一四年の英露協約は繼續履行し且市政事項に對し力めて改善を圖り在留民の便利を期し幸福を增進するは勿論なるが右の趣貴領事に通牒し御承知あらんことを請ふ

第二章　航行權回收の經過と其現狀

北滿の航行權は今や既に露支交渉中の一重要問題となれり、而かも此問題を解決せんと欲せば、其根源に遡らざる可からず、即ち黑龍江、松花江及烏蘇里河、露支兩國の航行を許可せたは咸豐八年四月露支兩國間に於て締結せる瑷琿條約(註一)に據れるものなるが、當時我國の航業は未だ振興せず、黑龍江の國際河流に支那船を見ざるのみならず我内地の松花江に於てさへ尚其汽船の踪跡を見ざりき、此に反し露人は光緒二十一年資本金二百萬留を以て黑龍江商船會社を組織し露國政府より每年補助金二十五萬留を十五ヶ年繼續せらるべき特許を得、一方河道を修理し航行章程を締結して其欲する所を行はんとせり、是れを露國汽船黑龍江航行の始と爲す、既にして東支鐵道會社の契約成り拳匪の變亂起り、我國の政綱殆んと失墜せんとするに至り露人は機大に乘ずべしと爲し、遂に建築材料輸送に籍口し時々汽船を吉林省内地の松花江に侵入せしめたり、光緒卅三年程德全の黑龍江將軍時代に我國の官有汽船齊々哈爾號を始めて黑龍江に航行せしめたるが、露國ポコチーロフ公使より該船々長は黑龍江行章程を辨へざれば事を誤る恐れあるを以

余等下名の者は上記各條項は東支鐵道沿線地帶に居住する英國臣民に對する市制規則に服從の義務に關し協定作成せる草案なることを認む

一九一四年四月三十日(十七日)

哈　爾　賓

露西亞帝國總領事　ウエ、トラフワトショルド

東支鐵道管理局代表者　イ　エ、ダ　ニ　エ　ル

大英國領事　ハ、ス　ラ　イ

(註四)東省特別區市政管理局章程

第一條　政府は東省特別區内の市政を統一し並に市政の發展を力圖する目的を以て特に市政管理局を設けて之れを管理す

第二條　市政管理局に局長副局長各一名を設け内務部より申請して簡派し主任二名は内務部より申請して薦派し局員雇員若干名は局長より定員を豫定し內務總長に申請し其承認を經て委派す

第三條　市政管理局は參議及顧問若干名を招聘し市政の進行に對する各事項に關し建議せしむることを得但局長より内務總長に申請して其承認を經ることを要す

第四條　凡そ本特別區市政に關し施設すべき重要事項は局長より内務總長に申請し其承認を經て施行す

第五條　特別區に從來設置せる各機關及已に着手せる公共事業は繼續經營すべし

第六條　市政に關する各種現行章程及其取扱法にして現在の情況と抵觸し修正を要するものは局長に於て査明したる上內務總長に申請し其承認を經て施行するものとす

第七條　凡そ未だ規定せざる事項は局長に於て適宜之れを立案し內務總長に申請して其査定を經て施行すべし

(註五)市政管理局より各領事に致せる通牒

の代表者を選出するものなり多數決に依り最高點を得たるものは市參事會員と決定せらるゝものにして同點者ある時は抽籤に依りて決せらる右同市參事會員（外國人）の選擧は殘餘の市參事會員の選擧と同時に行はれ其任期も同一とす若し市參事會員が任期滿了以前に退職又は解職の場合市會は最近の定會に於て前述同樣の方法に依り各領事の推薦名簿に依り後任者を選擧するものとす右の如くして選擧せられたる市參事會員を任期滿了以前に解職せんとするときは前記領事會議に於て過半數の同意を得ざる可らず

當該三個年期間中外國人代表市參事會員の補缺選擧は前記の方法に依り外國領事より推薦狀を東支鐵道長官に提出したる後二週間以內に行ふものとす

第　條　哈爾賓東支鐵道沿線附屬地帶各地方に居住する英國臣民は經濟的方面特に各種の商工業及借地に關し露國臣民と全く同一の權利及特權を保有すべきものとす該均衡權利は現在の限定せられたる地權が將來現在以上に擴張せられたる場合に於ても或は又東支鐵道租借權が停止せられ借地人及家主が何等かの損害賠償を得る場合に於ても依然保有せらるべきものとす

第四條　英國臣民が其經營に係る商工業に對する稅金の賦課額に不服を有し自國領事に宣誓の上其事業の種類及其程度に付き屆出たるときは該申告書を以て正當なるものと見做す英國臣民は宿屋、下宿屋、食堂、貸座敷及強度の酒販類賣業を開業せんとするときは豫め英國領事館に屆出て其認可を得たる上初めて許可せらるべきものとす

第五條　哈爾賓及東支鐵道沿線附屬地帶に於ける警察官憲は英國領事の請求に依り同國民に對し強制手段を採るべきものとす乍然警察官憲は右領事よりの請求なき時は一般社會的安寧秩序を紊すが如きことある場合の外濫に自己の獨斷を以て右の如き手段に出ざるものとす

第六條　英國臣民は哈爾賓及東支鐵道沿線附屬地帶に於ける外國人が將來露國政府より受くべきものと同樣の特典を得べきものとす

第七條　露國政府は諸規則命令及達示を本協約に定むる通り本協約第一條に示す期間內に夫々實施適用せしむる樣努むべきものとす右諸規則等の目錄は本協約に添付す

第五十四條　市と鐵道長官との間に於ける總ての爭議は東支鐵道會社の本社之を審理す

第五十五條　本則に鐵道會社の認可したる市の管理に屬する地域の圖面を添附す

（註三）英露協約

第一條　哈爾賓及東支鐵道沿線附屬地内の各市街地に於て徴收せらるゝ一切の賦課金及税金は專ら當該地方の市制及其他公共費用に充當せらるゝ旨の露西亞帝國政府の聲明に基き英國政府は哈爾賓及東支鐵道沿線附屬地帶の各市街地に居住する英國臣民より露國臣民が納付すると同樣の貨幣或は物品を以て右賦課金及諸税金を納付せしむる事に同意するものとす此の外英國政府は一九一五年一月一日より右地帶居住の英國臣民は何れも賦課金及諸税金を納付し各地に於ける規則命令並に諸達示を遵奉すべき義務を負ふべきことを認む同樣に英國政府は新規に發布せられ或は改正せらるべき規則命令及其の他の達示を露國臣民に對し効力を發生する時より英國臣民に對しても亦同樣に適用施行せしむべき義務を負ふ但此等諸規則は其の實施に關し豫め相當時日の餘裕を以て通知せらるべく且該規則は英國臣民の治外法權に抵觸するが如きこと無かるべきを要す新規則並に其の改正に關する豫告期間を二個月各種新規命令又は之が變更豫告期間を二週間と定む

第二條　哈爾賓及東支鐵道沿線附屬地帶に居住する英國臣民は前條の義務を有すると同時に各地に於て當該地方の一般諸規則に基き露國臣民が享有すると同樣に現在及將來實施せらるべき各地市制機關の選擧權並に被選擧權を有するものとす此の外哈爾賓に於ては任期三ヶ年の市參事會員六名の中外國人（露西亞人に非らざる）の利益を代表すべき一名の議員を選出するものとす同市參事會員は哈爾賓に居住し相當の地位を有する外國人（露西亞人に非らざる）中より選出せらるゝものなり選擧は次の如き形式に依り行はるゝものとす從來哈爾賓に居住し完全なる領事裁判權を有する露西亞以外の外國にして自國臣民をして各種賦課金及税金の納付義務を完全に履行せしめ地方諸規則命令及達示を遵奉せしめつゝある各國の代表者（領事）相寄り本協約に基き相互打合はせ多數決を以て三名乃至五名を豫選し之が名簿を東支鐵道長官經由市參事會に提出す而して市會は其内より市參事會員として一名

四、市參事會附屬行政機關に對する訓令及規則並に市有施設物の貸下規則の作成及認可
五、市歲出入豫算案及事務報告を作成すること
六、市吏員の行動及處置に對する苦情の審查
七、個人家屋の設計圖の認定及其改築並に大修繕に對する許可の交付
八、市參事會は市有財產に對する事項に對し裁判所に出訴し及訴訟を受く

第四十八條　市參事會の會議は議長若くは其代理者共四名以上出席するに非らざれば成立せず市參事會の議事は多數決に依り議決す可否同數なるときは議長之れを決定す

第四十九條　市參事會の議事錄は總て謄本を以て鐵道長官に提出するものとす參事會の決議事項中列席員全部の同意を以て議決せる事項は直に之を實行すことを得其他の事項は鐵道長官に該議事錄を交付の日より一週間以內に同長官より異議なきときは其効力を有するものとす

前記異議提出の場合は更に市參事會の再議に付し若し參事會に於て長官の指揮に同意せざるときは其繫爭問題を市會の決議に附するものとす

第五十條　市會並に市參事會に於ける公式記事及び討論は露西亞語を使用す

第五十一條　市政機關と支那官憲及び外國領事との交涉事務は總て鐵道長官の同意を經るに非ざれば之を爲すことを得ず

第五十二條　前記手續に由り成立せる市の諸規定に對し哈爾賓市區地域內に於ける一般住民及團體は遵守の義務を生ずるものとす

第五十三條　市が其所有地を外國人に貸與するときは現在及將來規定せらるべき凡ての市並に警察の諸規則に服從すべき旨を記載せる認諾書を右外國人より徵す可し前記認諾書を提出するに際し該外國人の所屬國領事が鐵道附屬地內に駐在するか若くは該外國人が其友邦代表者の保護の下に在る時は該領事の前記認諾書を認可したる旨の證明を提出することを要す

のと見做して之を實施することを得

第四十一條　本則第三十八條八項に關する市會の決議事項は之を鐵道長官に交付せる日より起算し一週間以內に該長官より異議なき場合は之を實施することを得

市參事會

第四十二條　市參事會は會長一名及會員五名より組織せらる右會員中三名は選擧に因り二名は會社の役員又は選擧者名簿に記載せられたる人の中より鐵道長官之を任命するものとす

第四十三條　市參事會長及選擧に因る市參事會員は議員中より三ケ年の任期を以て選擧せらるゝものとす

會長は露國の國籍を有する者に限る會長若し參事會及市會の會議に出席すること能はざる場合は參事會露國會員中より臨時選擧して之れを代理せしめ參事會員中辭職病氣若くは死去等に因り缺員を生じたるときは市會は殘任期間の補缺員を選擧す

第四十四條　市參事會長及市參事會員の選擧は市會に於て推選せられたる候補者中より無記名式投票の方法に依り之を執行す選擧は市會に於て絕對多數の投票を得たるものを得票の順序に由り遞次當選者と認む

第四十五條　選擧の不正に對する異議は選擧終了の日より七日間以內に鐵道長官に申立つることを得鐵道長官は前記の異議を至當と認むるときは之を審査するため臨時市會の召集を請求することを得該市會は既に遂行せる選擧を承認し若くは全部或は一部の新選擧を行ふことを得

第四十六條　市の經費中より市參事會長及參事會員の職務に對する報酬は市會に於て其選擧執行前に之を定むるものとす

第四十七條　市參事會の職務は左記行政事務の一切を管理するものとす

一、市會決議事項の實施

二、市會に對する報告及其主管事項に關する意見の提出

三、市吏員の任免更迭並に豫算の範圍內に於て吏員の俸給を定むること

三、本則第五條の課金の基礎及徵稅額並に其徵收手續を定むること
四、市有及公共營造物及施設物の利用に對する課金を定むること
五、賦課金に對する滯納の延期及不納缺損を定むること
六、役務を定め及之を金員に換ゆること
七、本則第五條に規定なき新課金の徵收を爲すこと
八、市の安寧秩序に關する諸規則を制定すること
九、公共の費用に供する市債を起すこと市の名義を以てする保證義務を負擔すること
十、市內公共の利益事業（水道、溝渠、電車、電燈）等に對する特許を與ふること
十一、市參事會長及會員の選擧並に其任期中の改選
十二、市參事會に對する訓令の認可及其變更
十三、市有不動產の賣却及貸下
十四、市に對する寄附金を受納すること
十五、市區の變更
十六、日用需要品の價格を定むること及馬車、荷車、自動車及汽船等の賃銀を制定すること
十七、製造場、工場及商工業に於ける主人、使用人及勞働者間の關係を規定する諸規則を制定すること
十八、本則の變更

第三十九條　市會の決議は一週間の期間內に市參事會より東支鐵道長官に通知すべきものとす

第四十條　市會の決議事項中本則第三十八條の一、三、六、七、十、十五、十七及十八に關係する事項は東支鐵道會社本社に於て認可を經べきものとす又第三十九條九項に記載せる市債及保證をなすことも亦本社の認可を要するものとす然れども前記保證並に市の經費に充つる少額の負擔は若し從前の負債及義務と合算し其全額前年度市歲入の半額に達せざる場合は本社の認可を要せず
前記決議は之を鐵道長官に交付せし日より起算し二ケ月以內に認可を拒絕せざる場合は本社に於て認可したるも

第三十二條　市會は市參事會長議長となり三個年の任期を以て選擧せられたる六十名の議員より成立す

第三十三條　議員中其任期間に於て選擧資格を失ふか又は議員を辭任したるときは該議員は除名者とし豫備員中最も多數の投票を得たるものを以て之を補充す

第三十四條　議員中より三ケ年の任期で以て市會書記官及其代理者を選擧す

第三十五條　市會は必要に應じ議長より議事事項を記載せる通知書を以て召集せらるゝものとす前年度に關する市參事會の報告は九月以前に次年度の豫算は十一月以前に於て各審議すべし市會は議長の必要と認めたる時若くは東支道道長官の請求又は議員二十名以上の發意に係る請求書に由り召集せらる前記鐵道長官若くは議員二十名以上の請求ある場合は市議會々長は五日以內に市會を開會せざる可からず市會は議員全數の二分の一以上出席するに非ざれば成立せず

第三十六條　市會の決議は議事錄に記載し議長、書記官、市參事會及議會に參加せる議員中の希望者之に署名するものとす

第三十七條　總ての議事事項は之に關する市參事會の意見を付し議長より之を市會に提出し市會の希望に由り記名若くは無記名投票を以て多數決に因りて決定す可し可否同數なるときは議長之を決す人事に關する問題は必ず無記名投票に依て決定し新課金徵收、現課金の增加及稅目の撤廢、長期市債の募集、財產の長期貸付、本則の改正、議長及參事會員の任期中の改正に關する問題は全議員三分の二以上の多數決に因り決定すべし

但し市會は議員若くは選擧人名簿に記載せられたる人より市會の審議に附せらるべき事項を審査し市有財產及基本金を檢査し及其他の事項を審査するため委員會を組織することを得

第三十八條　市會の管掌に屬する事項左の如し

一、次年度の市の歲入豫算を定むること

二、前年度に對する市參事會の事務報告を認定すること

第二十三條　選擧權を有するものに限り議員に選擧せらるゝことを得選擧人中五名以上の推選を受け辭退せざるもの或は自ら被選擧者たる希望を屆出たるものは總て投票せらるゝことを得

第二十四條　選擧は無記名式投票の方法に因る

第二十五條　議員に選擧せらるゝには否票より可票多數なることを要す選擧者の半數以上の投票を得たるもの議員の定員數を超過せるときは最も多數の投票を得たる者より遞次議員に選擧せられたるものとし得票同數なる時は抽籤を以て之れを定め被選擧者にして定員外に除外せられたるものは豫備員とす

第二十六條　被選擧者に對する可票否票得點數は選擧簿に記載し該選擧簿は選擧終了後選擧會に於て讀上げ選擧會議長及選擧に參加せる者之れに署名し置くものとす

第二十七條　選擧會は選擧の終了と共に之を閉鎖す選擧會議長は選擧の執行後遲くとも一晝夜以內に選擧簿原本を市參事會に交付し市參事會は該選擧簿に因り市會議員及豫備員名簿を作成し二晝夜以內に選擧簿と共に東支鐵道長官に提出すべし

第二十八條　選擧に關し不正の行爲ありたりとする異議の申立は選擧終了後二日以內に東支鐵道長官に提出することを得

第二十九條　東支鐵道長官は選擧執行中異議の申立に因り本則規定の選擧方法に違反せることを發見したる時は該選擧を無効とし更に再選擧の執行を命ずることを得又議員に選擧せられたる各員中不正の行爲ありしことを發見したる時は該當選を無効とし豫備員中の多數得票者を以て補缺を命ずることを得

第三十條　當選者の數四十名以下なる時は其不足議員補缺のため本則規定の方法に因り更に第二回選擧を執行するも尙前後通じて四十名以下なる時は其不足議員は東支鐵道長官に於て任命し之を補充す該補充員は可成的第一回及第二回の選擧會を通じ多數の投票を得たる者より任命するものとす

第三十一條　選擧終了後及第三十條の規定に由り必要なる補充員を任命したる後に於て東支鐵道長官の指揮に從ひ最後の議員名簿を作成し一般に公告す

第十四條　數人分割すべからざる共同不動産を有する場合には他の共有者の同意を經たる共有者の一人に於て一個の選擧權を有す

第十五條　何人と雖も自己の爲めにするもの及委任又は代理權に因るもの〻二個の外一人に於て多數の選擧權を有するを得ず

第十六條　左記の者は選擧に參加するの權利を有せず

一、公權を剝奪せられたるもの又は破廉恥罪に因り處刑せられたるもの

二、市の課金滯納者の之を皆納する迄の間

第十七條　商會、會社の代表者並に女子の代理者、年少者及未成年者の後見人及管理者は第十二條に規定せる年齢並に哈爾賓に於ける居住に關する資格を有し及び本則第十六條の規定に因り除外せられざる場合に限り選擧に參加することを得

第十八條　選擧者名簿は市參事會に於て作成し少なくとも選擧の一ケ月前に一般に公布するものとす

第十九條　前條名簿公布の日より一週間内に市民は名簿の不正及不完全なる事項に對し市參事會に異議を提出することを得此期間經過後市參事會は正當と認めたる異議に由り名簿を改正し不當と認めたる異議に關しては其理由を附して共に鐵道長官に提出し其決裁を求むべし之に關する鐵道長官の裁決は終審とす

第二十條　第九條に因り作成せられたる最後の選擧名簿は少くとも選擧の一週間前に更に之を公告すべし此名簿は如何なる場合に於ても變更せらる〻ことなきものとす選擧名簿に記入せられざるもの又は選擧の開始迄に權利を喪失せるものは選擧に參加することを得ず

第二十一條　選擧會に於ては市參事會長其議長となる議長は投票を集め又は投票數を計算する等の幇助に資するため列席中の選擧者より必要なる人員を選擧の開始前に指名することを得若し市參事會長又は其代理者に於て議長たること能はざるときは東支鐵道長官に於て議員中より議長を選任す

第二十二條　選擧者百名以上來會するに非らざれば議員選擧を執行せざるものとす

て市の收入せる課金(第五十六條)の百分の五を超へざる額を毎年鐵道廳にて控除し之れを使用するものとす其他鐵道廳と市との協約に據り定めたる哈爾賓警察維持費の一部は市に於て負擔すべきものとす

第八條　市民に對する課金は凡て納税者に對し均等の基礎に於て徵收せらるゝものとす該課金の率並に徵收の手續は本則第三十八條及第四十條の規定に從ひ市會に於て制定す而して土地に對する課金は使用せられある土地は其評價の十分の五使用せられざる土地は評價千分の二個半を超過すべからず營造物及び家屋に對する課金は評價百分の一を超過すべからず滯納課金及課金に關する科料及罰金は裁判手續に因らずして警察官吏の幇助を得て市の特別徵税吏に依り徵收するものとす

第九條　市は本規則に因り其管掌に委任せられたる事項に付市民に對し義務的規則を發布し之が遂行を監視し又は其違反者に對し各其自國の法律に因り刑事上の訴追をなすの權利を有す

第十條　市政機關は第一市會、第二市參事會及之に屬する行政機關より成立す

議員の選擧

第十一條　選擧權(第十二條)を有する市民中より議員六十名及豫備員十二名を選擧するため選擧會を組織す

第十二條　議員選擧に參加するの權は國籍、人種、階級及宗教の如何を問はず年齡二十五歲以上にして市の地域內に一ケ年以上常住し左の資格を有する者に限る

一、長期租借に依り課金徵收の評價千五百留以上の價格を有する土地又は家屋並に短期租借に依り賃料一ケ年六百留以上を支拂ふ土地を占有し若くは商工業者の代表者として同上の土地を支配するもの又は一ケ年賃料六百留以上を支拂ふ建物の借主

一、右の外市費として一ケ年十留以上の課金を納むるもの

但し自ら住屋を賃借せずして所屬商工業の家屋內に居住するものにして第十二條及第十三條の條件に該當するものは議員選擧に參加する權利を有す

第十三條　選擧の際女子は其代理者、年少者若くは未成年者は其後見人及び管理者に於て代理す

但し本條九項、十項及十二項に關する規定は東支鐵道會社に及ぼさゞるものとす

第三條　自治團體の行動範圍は東支鐵道會社、市及個人の所有地より成り同會社の認可せる地圖に示しある市の境域に限らる該地域內にある街路、廣場、公園、橋梁等の如きは一般の使用に供す而して東支鐵道會社の許可ある場合には公共以外の他の目的に之を使用することを得市內にある空地にして未だ個人又は私立會社に交付せざる地域は其交付を了する迄並に現に會社の占有する地區若くは會社より短期貸付の地區は會社の財產として會社之を保留す

第四條　市は市の名義を以て財產を賣買し契約を締結し訴訟を提起するの權利を有す

第五條　市は本則に規定せる手續に依り公共の費用として左の課金を徵收するの權利を有す

一、建物を有する土地の評價に對する課金
二、建築物に對する課金
三、商工業に對する課金
四、辻馬車、自轉車、自動車、馬車其他に對する課金
五、馬及犬に對する課金
六、住宅に對する課金
七、市內に於ける不動產の移動及土地長期租借契約の移動に對する課金
八、動產公賣課金
九、病院に於て治療を受くる權利に對する課金

但し市の境域內に存在する東支鐵道會社所屬建物土地の內會社勤務者の住宅若くは第五十九條附圖に示せる貸付地或は貸付豫定地に對しては公課金を賦課するも後貝加爾軍管及鐵道旅團所屬下士卒營舍並に鐵道勞動者の宿舍は公課金を免かるゝものとす

第六條　前述の外調査作成の際公證人の徵收する手數料は市の收入に歸するものとす

第七條　全鐵道租借地に共通する公共費例へば人畜傳染病豫防及び撲滅慈善事業等に關する費用は市の承認を經

(註二)哈爾賓市制

第一條　東支鐵道(譯者註、元東淸鐵道と譯したものなるも以下東支鐵道に改譯す)租借地域內行政組織法に基き哈爾賓市內の經營及施設は之れを其選擧に係る市制機關(第十條)に委任す而して該機關の行動に關する監督は東支鐵道本社(在彼得堡)及東支鐵道長官(在哈爾賓)之に任ず

第二條　哈爾賓市の管掌す可き事項は左の如し

一、市の收入として制定せられたる公課金の管理

二、市有財產及基本金の管理

三、市の設備に關する事項即ち旣定市區に基く市街の建設、街路、廣場、橋梁、河岸、公園、水道、溝渠、電燈、電話、屠獸場及其他の維持保全

四、市の有する權內に於て日用必需品の缺乏及價格の昂騰を避くること此目的を達せんがため燃料麵包及肉類の販賣所を建設すること

五、市の醫務、衞生及獸醫各部並に市病院及墓地の管理

六、慈善事業

七、消防部及市の相互火災保險に關する事項

八、學校、圖書館、博物館、劇場及其他の敎育的設備、私立學校の保護に關する事項

九、商工業の開發に關する施設、市場の組織、商業上の監督、各種の工場及商工業に於ける雇主と使用人及勞動者との關係に關する規則の制定

一〇、乘合馬車、自動車、汽船の營業並に個人の經營に係る總ての同樣の營業及辻馬車の監督

一一、拘留所の管理

一二、個人營造物建築に關する監督及其建築設計の認定

一三、質屋及金融機關の施設

如き有様にては到底主權を保持せんとするも難しと云はざる可からず。

（註一）露人單獨規定の民政處大綱

第一條　東支鐵道會社は租借契約及會社定款の規定に照し鐵道附屬地内に民政處を設置す

第二條　哈爾賓及鐵道沿線の居住民を有する地方に於て必要ある時は同地居住民を以て公議會を組織することを得同會は鐵道會社直接の監署を受け警察權は鐵道會社の管理に歸す公議會の設置なき地方の一切の市政は總べて鐵道會社に於て直接之れを取扱ふ

第三條　公議會は鐵道會社指定の各區域内に於ける鐵道及官民の土地を經營することを得會社の査定せる圖面に依る規定區域に於ける鐵道、廣場、公園、橋梁等は總べて公議會の經營に歸し公議會に於て其經費を負担し他の目的を以て之れを變更せんとする場合は鐵道の承認を經ることを要す

第四條　凡そ公議會管轄區域内に於ける建築物にして鐵道會社より公議會に移管するものに對しては其契約を鐵道會社と公議會との間に於て其時に臨み特に之れを協定す

第五條　公議會の組織及職權は鐵道會社より之れを規定す

第六條　公議會の各種公共事業施設に對する經費は家屋及商工業に對する稅收を以て之れに充つ

第七條　鐵道附屬地域内に於ける公議會所在地公共事業にして同地の機關に於て義務的に建設すべきものに對しては會社の督辨或は管理局長より別に特捐を徵收して之れに充つ

第八條　鐵道會社は別に政務處を設け鐵道附屬地内の公議會及公議會なき地方の地方事務を監視し並に公議會章程中の事務を審査す同處は局長の直轄とし副辨一名を置きて之れを補佐す

第九條　全線附屬地内に於ける公共事業の費用及政務處の經費は徵收せる稅金中より五割を抽出して之れに充て徵稅減收せる時は局長は公議會と協力して別に方法を定む

第十條　政務處の伸訴事項に對しては會社之れを解決す

らず、今公然命令的に市民の選擧に干渉するが如きは、之れを續訂契約第六條に記載せる『商業の範圍に制限す云々』の意義に全く違背し、明かに我が特別區の地方行政下に於て、敢て强力を以て政治に干渉せるものなり、斯くの如きは鐵道の權力を把持して市政を操縱するものにして、宛然舊露國帝政時代に於ける侵略的鐵腕を襲用せるものなり、彼れの殖民政策にして停止せられざる限り、市民の權利は之れを復活する能はず、現在に於ける議員等の權力は、前記の如く微弱なれば、市民の利害國權の存亡に對して之れを救濟する能はず、尙當局に於て其組織を根本より糾正し彼の侵略的野心を終息せしめ、市政を改造して市民の福利を增進せしむべきやに就き、大局に着眼して對策を立てられんことを望む云々。

按ずるに東支鐵道管理局長オストロウーモフは露國赤派の排斥する所にして赤派に取りては遺恨骨髓に徹し彼の國籍を除けるのみならず（現在は已に其國籍を回復せるが此點に就き吾人は尙ほ深く注意するを要す）勞農代表は曾て贈賄犯等のことを以て屢次我外交部に對し彼れの逮捕方を要求せり、該赤派代表の請求が正當なるや否やは別問題なるが、唯我國は東支鐵道の主權は全部我に屬すべきを認め、職員の任命に對しては一に其人の能く其職責を全ふするや否やに依りて之を決定し、職務以外の事に干渉する者は直に免黜すべきものなるに、現にオストロウーモフは公然新聞紙上に公告して附屬地内の選擧有權者に命令して、其豫定人員を投票すべしと强要せるが如き、啻に外事に干渉せるのみならず、法令に違反するものにして、鐵道職員を進退する職權を有する督辦が之れを知らざるものゝ如く、何等の處置を取らざるは、其意實に不可解なり、今次支那議員が萬已むを得ざる勢に迫られ、憤慨の餘り起つて彼等と力爭せるに對し、市政管理局は啻に公正なる援助を與へざるのみならず、反つて之れを不要のことなりとせり、斯くの

是にして更に鐵道會社より合計董事十五名を指名せり、我市政局は其監督機關たるにも拘らず、僅に李紹庚一人を出せるに過ぎず、如何にして露西亞側に對抗するを得んや、是れ不平の一なり、又我國は議員十八名を有して僅に董事一名(尙ほ事務專任者にあらず)を出だし得たるに過ぎざるに、日本は僅に五名の議員を有し尙且つ一人の董事を選擧するを得、是れ不平の二なり、更に各行政委員會の如きは、每班七、八名にして、露人は常務委員五、六席を占め、日本人は每班其一席を占むるに拘らず、支那議員は之れに參與するを得ず、是れ不平の三なり、議長の選擧に至つては、專ら露國議員に屬し、議案も亦露文を以て主體とせり、露國の帝政時代には已むを得ずとするも已に特別區行政を完全に我に囘收せる今日に於て、尙ほ斯くの如く主客顚倒し、市政の原則に違反する畸形的組織を留むるが如き、是れ不平の四なり、其尤も驚くべきは鐵道系の議員ボルゾフが特置議長以外に更に一立法議長を設けんと提議し、且つ詭言を弄し皆義務職とし、一は行政を司り、一は立法を管すとせるが如き是にして而かも此の立法議長にはゴンダツチを推擧せんとせり、ゴンダツチは豫定の監査委員長なるに、彼れをして尙ほ立法議長を兼ねしめんとせるが如き、依然として最初鐵道會社が、クズネツオーフを指名して議長とせんとせる手段と同工異曲に過ぎず、ゴンダツチはクズネツオーフ、クル井ニン、ボルゾフ等と共に何れも鐵道會社に於ける重要人物なり、此等鐵道の重要人物を以て市民の公權を掌握せしむれば、哈爾賓全市の將來は依然として舊露西亞帝國式の小露國たるを免れず、且つ鐵道管理局長オストロウーモフは議員選擧前に公然新聞紙上に公布し、鐵道附屬地の選擧權を有する者に對し、其豫定人名に投票すべきを強迫せり、鐵道は交通行政機關にして、局長は鐵道行政の主班なれば、直接交通部に管轄せられ、間接には我督辦公署の監督を受くべき者なるに拘

も露國議員に於て極力之れに反對し、公議會は露國の法令と東支鐵道の歷史に根據して成立せるものなれば、躁かに之れに變更を加ふるは、章程に違背するものとし、我議員等は再三抗辯せるも、議纒らざりしなり、是れ皆彼等が誠意を以て我と提携し共に市政の改革を謀らんとするものにあらざるが爲なり、是に於て已むを得ず、吾等は相率ひて全部退席を聲明し、更に新聞紙上に於て彼等の其一方に偏せる行動を承認する能はざる旨を聲明せる外、一般支那商人に對し一律に納稅を拒絕すべきを通知せり、其董事會に於て負擔を承認せる警察管理處の全年經費十二萬元は總商會に於て繼續承認し、今後或は自動的に別に市議會を組織するか、又は章程を修正して根本的に改造を行ふべき必要あるは、事國際の利害及市民の休戚に關するを以て、妥當なる見地に立ちて徹底的研究を遂ぐるの要あり、要するに國に利し、民に害なからんことを期せるものなるが、如何に善後の處置を取るべきやに就ては宜しく其可否を決して施行せられんことを望む。

更に尙ほ陳述したきは、董事會從來の支出は頗る不確實にして、今議員の知る所に依れば、一ヶ年の支出經費百九十餘萬元にして、其內衞生費四十八萬元、學校費二十八萬九千元、事務費二十九萬元、街燈費四萬元なるが、其醫院及學校の兩者に對しては、支那人民は從來少しも其便益に均霑せず、支那商民の子弟は隨時入校を許さず病者も亦診療を請求する能はず、此等の差別待遇は實に不公平の甚しきものなり、又貧民救濟に關して、年々十一萬元を支出し、流離困窮の露人に對しては每冬薪炭若干萬を施給するも、支那人の困窮者に對しては斷然此れを支給せず、其他市政監督權は市政局に移歸せられたりと雖も、而かも鐵道會社は尙ほ從來の如く之れを操縱せり、即ち今次鐵道會社に於て指名せるクズネツオフが議長に當選せるや、直にクルヰニンを董事に任命せるが如き

各國市會議員の組織は、國籍の異同を論ぜず、苟も市民の資格を取得せるものは均しく權利義務共に平等の待遇を享有すべきものにして、哈爾賓市の公議會も亦當然此の原則に依り少しも差異ある可からず、只共同組織の下に於て我國の主權を尊重するを以て前提と爲すの要あるに過ぎず、往昔露國が殖民政策を施さんとし、曾て公議會を鐵道附屬の自治機關と認め、一切の地方事務は悉く鐵道會社の指揮を承けしむることゝし、地方行政を侵害し市民の公權を蹂躪すること甚し、此事を回顧せば實に痛心に堪へざるなり、東支鐵道の主權を回收してより、有ゆる軍警、司法、郵政の各種行政事項は均しく漸次特別區行政の範圍內に移管し、市民自治の監督權も亦同時に鐵道區を脫離して我市政局管轄の下に移れり、是に於て商民は國家統治の主旨を體して極力市民の公權を抗爭し特別區域內に於ける市民の數を以て論ずれば、支那人は遙に露人の上に出で、納稅額を以て論ずるも亦全額百分の三十八を占め、又國土の主權と市民負擔の義務とを以てすれば、我が市民の公權は自ら露人と同等の地位にあるべきにも拘らず、今次の議會の成立を見るに當り、全體の議員六十名中、支那側は僅に十八名を占むるに止まり、露人は三分の二以上を占め、之れを法定數の規定に照せば、我國の占むる議席は毫も提案の議決權に影響を與へず、換言すれば我國の議員は全部出席せずとも彼等は自由に提案し、自由に之れを議決するの權利を有するなり是れ市民の最も痛心せる所なるを以て、議員等は再三研究し別に牽制策を講せざる可からずと爲し、已むを得ず遂に公議會本會議に建議して董事一名を增加せんことを要求し、專務董事職務分擔の權限內に於て、漸次積弊を糾察し、內容を改善せんことを期せしが、前日本會議に於て本案を討論する時、我議員等は屢次二董事增加の必要を力說し、是れ市民の誤解を疏通し政務執行を便にする爲にして、他に何等政治的意味を含まざる旨を以てせる

員の選擧權を得んと欲したるに過ぎず、我が根本的改革の當時、世界通商の先例を拔き、各國の居留民をして同等の待遇を受けしむれば、各國は斷じて反對するが如きことなく、況んや英露協約は英露兩國政府の爲に締結せるものにして、舊露西亞帝國の消滅せる以上、協約の効力も隨つて當然消滅せるを以て抗議を提出すべき理由なきに於てをや且つ該協約の締結は國際公法上元來不法にして、哈爾賓等の地は完全なる支那の領土なれば露國人は外國人なる關係に在り、故に他國と義務及權利を生ずべき契約を締結する能はず、此理は至つて簡單明瞭なるに拘らず、當局者が之れを察せざるは實に不可解と云はざる可からざるなり。

市政管理局經費は例により各種收入の百分の五を徵し、毎年の確定經費を約十萬元とせるが實際の支出は三分の一に過ぎず、論者皆此機關は經營宜しきを得ば大に爲すあるの餘地十分なりとせるに、當局者に於て市政權は大に利益ある問題なるを以て露國がこれを放棄するを肯へんぜず、必ず第三者に運動して抗議を提出するに至らんことを顧慮し、一日局長は先づ駐哈各領事を訪問し意思の疏通を謀り、頗る周到なる用意を盡したるが、其の英露協約の繼續履行すべきを告げ更に就任の時、此意を含めるが如きは國家の主權を放棄せるものなりと非難する者あり、是れ誠に國家の爲に力を盡して大本を爭持すること能はず、僅少なる小利の爲に患を將來に遺せるものと云ふべく、縱令別に意圖ありしにあらざるべしと雖も、疏忽の咎は之れを辭し難かるべし、蓋し管理の二字は實に露人の我が特別區内に在るを承認し、法理上特殊地位にある意を表示せるものなり、今日尙ほ市自治公會が依然鐵道の附屬機關たるの狀態に在るは確に當時執政者が其種因を殘せるが爲にして、名を存して實を失へるものに屬し、遂に我市會議員が憤激して全体退席せるが如き事態を惹起し、退席後哈爾賓の當局に具陳せる所あり、其大要に曰く

完全なる自治大綱十八條を締結せるのみにして、一ヶ月以内に公議會及土地貸下地租警察等に關する章程を締結することを約せるが、屢々故障を生じて遲延を重ね、且つ公議會に於て議決せる鐵道總辦（總辦は庚子年（一九〇〇年）許景澄が拳匪を討伐すべきを力說せる爲め殺害せられたる後其任命を見ず漸く民國六年末に至り始めて督辦と改稱して之れを派遣せり）も亦任命せず、露人は其間隙に乘じ、遂に單獨に規定せる民政處大綱（註一）に基き、欽定式を以て民國元年自治會章程（註二）を發布し、同會を鐵道管理局の民政處下に隷屬せしめて監督を爲す一方、英國と條約を協定（註三）し彼の欽定式章程をして永久に効力あらしめ、以て其殖民政策を鞏固にせんとせり、其の歷史此くの如し、我國にして主權回收を言はざれば則ち已むも、既に主權回收を云爲する以上は、當然光緒三十一年（一九〇五年）の日支滿洲善後附屬條約に記載せる哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓、齊々哈爾、海拉爾、愛琿、滿州里を開放して商埠と爲すとの條文に基き、自開商埠とせば我に於ては主權を失墜せず、列國に於ても均しく通商の利益を享有す、極東の平和は之れに依り永遠に保持せらるべく、一擧兩得にして此れに勝さるの策あるなし、是に於て十年二月東省特別區市政管理局を設立し、濱江道尹董士恩を局長に黑龍江省鐵路交涉局總辦馬忠駿を副局長に夫々兼任せしめ、其後擬議七ヶ月の久しきを經て內務部より始めて市政管理局章程（註四）を頒布せるが、此章程を考査するに天津の獨、墺租界を回收したる後頒布せる市政章程と僅に數字を改めたるに過ぎず、抑も東省特別區の情況は本と天津獨、墺租界と其性質類似せるや否やに就き、當局は詳細なる審査を遂げたる後、哈爾賓に適切なる章程を制定すべかりしに、正副局長は英、露協約關係あるを以て根本的に之れを改むるに於ては、必ず國際間に無窮の紛糾を惹起せんこと怖れ、餘り愼重に過ぎたる結果、後日の累を貽すこと丶なれり、然るに英露協約訂立の初意は僅に英國政府に於て其居留民の市會議

（註五）東省特別區法院檢事配置執務權限大綱　（九年十一月十三日）

第一條　地方廳及分廷に配置せる檢事は全部高等審判廳に配置せる主席檢事の指揮監督を受くるものとす

第二條　地方廳及分廷に配置せる各級檢事、書記官及繙譯官の任免は高等審判廳に配置せる主席檢事より司法部に申請して之れを行ふ

第三條　地方廳及分廷に配置せる檢事、書記官及繙譯官の賞罰及進級に關する事項は均しく高等審判廳に配置せる主席檢事より司法部に申請して之れを行ひ各級雇員の任免及賞罰進級に關する事項は當該廳及分廷に配置せる各級檢事之れを行ふ

第四條　各級檢事、書記官、繙譯官及雇員の定員は左の如し

甲、高等審判廳に檢事を配置し書記官二名、繙譯官一名、雇員三名を置く

乙、地方審判廳に檢事を配置し書記官二名、繙譯官二名、雇員四名を置く

丙、地方分廷に檢事を配置し書記官一名、雇員一名を置く

第五條　司法警察は檢事の指揮監督を受く但し守衛及法廷の秩序維持等の事に關しては審判廳長及判事も亦之れを指揮することを得

第六條　訴狀用紙の發賣及沒收品拂下金の保管並に其他收入に關する事項は均しく檢事に於て之れを取扱ふを要せず罰金の徵收に對しては檢事より執行證を發行し其罰金を課せられたる者より審判廳に向つて之れを納付するものとす

第七條　看守所は配置せられたる檢事の監督を受く

第三節　市政權回收の經過と其現狀

東支鐵道附屬地內に於て露國人が行政權を奪取せるに對して支那人民大に反對し、數回交涉せるも僅かに極めて不

るもの　(三)未だ判決を經ざるもの

第九條　前條各項案件中刑事既判のものは第二審廷に於て審理し未判決のものは檢事より偵査し夫々處分し民事案件は本處に於て相當期間を限定し當事者をして來處し續訴せしむ

第六條　舊案に對して爲せる判決或は其他の處分及當事者の訴訟行爲は全部有効とし其判決確定して未た執行せざる案件に對しては本處より之れを執行す但し政治犯に關するものは適宜其執行を免除することを得

第七條　本處の案件審理に對する法律の適用は左の如し

一、民事案件は條例を適用する外尚現行法例をも適用す

二、刑事案件は暫時新刑法を適用す但し露國刑法に於て其處刑の比較的輕きものに對しては適宜相當減刑して處斷することを得

第八條　本處は東省特別區域高等地方審判廳各地方分廷內に附設す其檢察所亦同じ

第九條　本處に處長一名を置き司法總長より東省特別區域高等審判長を以て之れを兼任せしむ

第十條　本處の第一及第二審廷判事は處長に於て東省特別區域各廳廷現任判事中より選拔して兼任せしむ但し人員不足の場合は司法總長に增員を申請することを得

第十一條　本處檢察所に主任檢事一名を設け司法總長に於て東省特別區域高等審判廳檢察所主任檢事を以て之れを兼任せしむ

第十二條　本處第一及第二審廷檢事は主任檢事に於て東省特別區域各廳廷檢事中より選拔して之れを兼任せしむ
第十條但書は檢事にも之れを準用す

第十三條　本處第一第二審廷書記官繙譯官及其他各職員の任用は第十條及第十二條の規定を適用す

第十四條　本章程に規定なきものは現行法令を適用す

第十五條　本處各職員の兼職に對しては兼職手當を給せず但し特に任命せるものは此限にあらず

第十六條　本處は舊案清理終了の時直に裁撤す

第六條　審判廳長或は分廷判事の必要と認めたる時は諮議或は調査員をして口頭辯論の時法廷に臨ましむることを得

法廷に臨む諮議或は調査員は當事者證人或は鑑定人に對して質問を發することを得

第七條　法院は案件に關し判決前に於て口頭辯論の時法廷に臨める諮議或調査員に對して意見を諮詢するを得

會議制法院評議の時に於ても諮議或は調査員を列席せしむることを得

前項の諮議或は調査員の意見は關係書類に添付すべし

第八條　外國人を逮捕或は抑留せる時は速に配置しある諮議或は調査員に通知すべし諮議或は調査員に於て違法と認めたる時は意見を陳述することを得

第九條　諮議或は調査員は外國人拘禁の看守所及監獄を親しく視察することを得

第十條　諮議或は調査員は刑事案件に就き知悉せる所の事情を檢事に報告することを得

第十一條　判事及檢事に關する回避の規定は諮議及調査員にも之れを準用す

第十二條　諮議及調査員にして瀆職の行爲ある時は司法部に於て隨時之を改任す

第十三條　本章程に若し修正を要する場合は司法部より申請し許可を經て之れを行ふ

第十四條　本章程は公布の日より施行す

（註四）東省特別區露人舊案淸理處章程

第一條　本處は東省特別區域露人舊案淸理處と名づけ檢察所を附設し東省特別區域内に於ける中華民國九年九月廿三日以前の露國人訴訟事件は均しく本處に於て之れを淸理す

第二條　本處に第一審廷及第二審廷を設く第一審廷は單獨制と爲し第二審廷は三人合議制と爲す

第三條　本處第二審廷の判決は終審判決と爲す

第四條　本處は左記の各舊案を淸理す

（一）既決案の控訴又は提起中に在るもの　（二）既決案の控訴を提起させるも其本國法に依り尚ほ上訴期間中に在

第十二條　選拔試驗は筆記及口述にて之れを行ひ其筆記試驗の科目は左の如し
(一)現行新刑法　(二)民法　(三)商法　(四)民事訴訟法　(五)刑事訴訟法　(六)司法に關する現行法令
第一條第二項第三項に關するものに對しては別に各該國言語文字の試驗を行ふことを要す
口實試驗科目は委員長臨時之れを定む

第十三條　委員會に於て合格者を議決する時は委員長より該議決書及各員の詳細なる報告書試驗成績表を司法總長に送致し之れを被選拔員に通知す

第十四條　選拔合格者に對しては司法總長より司法官任用現行法に依り隨時申請任用す但し必要と認めたる時は特定者に對し三ヶ月以上一ヶ年以下の學習期間を指定することを得

第十五條　選拔合格者任用さるゝ以前若し司法官の任用に堪へざる事情發生し或は定期實習滿期後豫期の成績を得ること能はざるものは司法總長より特種司法官選拔委員會に通知し議決の上其資格を取消し或は實習期間を延期することを得

第十六條　本章程は公布の日より施行す

(註三)東省特別區法院外國人諮議、調査員任免及執務章程　(九年十月)

第一條　東省特別區域法院諮議及調査員は司法部に於て左記外國人中より選任す
(一)曾て外國の法官に任ぜられたる者　(二)外國の辯護士に前任或は現任せる者

第二條　前條の諮議、調査員は司法部より東省特別區域高等及地方審判廳に派遣して職務に當らしめ必要ある時は地方分廷にも派遣して職務に當らしむることを得

第三條　諮議、調査員は該駐在地の高等或は地方審判廳長の監督を受く
地方分廷に派遣せる時は地方分廷判事の監督を受く

第四條　諮議、調査員は法院或は檢察官より案件に就き諮詢せられたる時は意見を陳述することを得

第五條　諮議、調査員は隨時案件に關する書類を査閲することを得

イ、委員長
ロ、委員
ハ、選拔試驗監督委員

第三條　特種司法官選拔委員長は選拔事務を掌理し司法次長を以て之れに任す

第四條　委員六名は審議及試驗事務を掌理し司法總長に於て司法部參事司長大理院判事總檢察廳檢事中より選任す

第五條　選拔試驗委員一名は試驗監督事務を掌理し司法總長に於て各級檢察廳檢事中より選任す

第六條　特種司法官選拔委員會に庶務を取扱ふ爲め適宜事務員を設置することを得司法總長に於て司法部主事中より選任す

第七條　選拔方法は左記の各項に依りて之れを行ふ

(一)學校の試驗答案及試驗の成績順に就き其學力の程度並に毎年及卒業時の成績を考察す

(二)其經歷及主として取扱へる事務の內容に就き從來に於ける事務上の成績並に能力を考察す

(三)從來の言行に就き品行、性格、才能及体質の司法官に適するや否や又何種の司法官に適するやを考察す

(四)選拔試驗を擧行し學問の程度及運用能力を測知す

第八條　特種司法官選拔委員會長は第一條の文書に接受したる後委員を指定して之れを調査せしむることを得

委員は文書を接受したる後十日以內に各員に關する詳細なる報告を作成し委員長に提出すべきものとす

第九條　委員長は前條の報告書を接受したる後期を定めて委員會を開く

會議は多數決を以て決し可否同數なる時は委員長之れを裁決す

第十條　委員は被選拔員に對し第七條第一項乃至第三項に照し調査したる後司法官たるに適任なることを認め並に第十二條に列擧せる法律上の著述或は其他顯著なる學績又は成績を有する者は委員長或は委員三人以上の同意を經會議に提出して議決し其選拔試驗を免るゝことを得

第十一條　選拔試驗擧行の時期は特種司法官委員會委員長より指定したる後期に先だちて被選拔員に通告す

諮議調査員任免及執務章程は別に之れを定む

第五條　東省特別區域高等及地方審判廳の管轄區域は東支鐵道附屬地境界線内を以て其管轄區域と爲し地方分廷管轄區域は別に司法部令を以て之れを定む

第六條　地方審判廳に簡易廷を附設し初級管轄の第一審案件を審理し地方分廷の事務管轄は簡易廷と同じ

第七條　地方審判廳は鐵道沿線管轄の地方案件に對し巡回裁判制度を用ふることを得

巡回裁制規則は別に之れを定む

第八條　地方分廷或は簡易廷の判決に服せざるものは高等審判廳に上訴することを得地方審判廳の判決に服せざる者は高等審判廳に上訴することを得

高等審判廳第二審の判決に服せざる者は法律上の見解を異にするものに限り大理院に上告することを得

第九條　東省特別區域法院に於ける外國人の訴訟案件に關しては外國辯護士の出廷を許すことを得

第十條　東省特別區域訴訟條例は別に之れを定む

第十一條　本條例に規定せざるものは法院編制法及其他法令の規定を適用す

第十二條　本條例に修正を要することある時は司法部より申請承認を經て之れを修正す

第十三條　本條例は公布の日より施行す

（註二）特種司法官選拔委員會規則　（九年十月）

第一條　司法總長は左に揭ぐる者の中より其學問、經驗、品行等司法官に適すと認めたる者は其資格證明書及第七條の關係文書を添へ特種司法官選拔委員會の審議に附することを得

（一）露國の事情及法律に通曉し東三省に在りて交涉事務を一年以上取扱へる者

（二）露國の言語文字に精通し司法官試驗條例に依り司法官の試驗に應ずる資格を有する者

（三）歐米各國の大學或は高等專門學校に於て法政の學を修め卒業證書を有する者

第二條　特種司法官選拔委員會は左記人員を以て之れを組織す

或は露國法院從來の管轄區域に依り、戸口の多寡事務の繁簡に照して適宜之れを定め、民國十年三月に至り、又露人舊案清理處章程(註四)を頒布し、有ゆる舊案は兩審制を用ひて處理し、該處の事務は特別法院職員中より兼任し、別に俸給を支給せず、引繼を受けたる民刑の案件計六百餘件に上り、已に判決せるもの四百餘件に達し、其舊案整理完結後該處は直に撤廢を行ふべく、地方審判廳及分廷の檢察官は高等審判廳より之れを配置し首席檢察官より監督指揮することゝし、別に檢察官執務權限大綱(註五)を定め、九年十一月頒布せり。監獄は現に二ヶ處ありて既決又は未決の犯人を收容し、凡そ新なる民刑案件の終審機關は悉く支那の現行法律に照して處理し、十二年三月に至り哈爾賓に於ける第一、第二、第三の三分廷も亦地方審判廳に合併して簡易廷を設置せり。

(註一) 東省特別區法院編制條例　(九年十月)

第一條　東支鐵道附屬地内は訴訟上便宜の爲め東省特別區域と定む

第二條　東省特別區域内哈爾賓に高等審判廳一ヶ處、地方審判處一ヶ處を設け鐵道沿線に地方分廷若干處を置く其設置地點は司法部令を以て之れを定む

第三條　高等審判廳、地方審判廳及分廷内に各檢察所を設け、檢察官一名乃至三名を配置し審判に對しては獨立して其職務を行ふ

前條の檢察官にして二名以上を配置せる時は其内の一名を以て主任檢察官と爲す

第四條　東省特別區域高等及地方審判廳は司法部より適宜外國人を聘して諮議又は調査員に任ずることを得

地方分廷も亦當分司法部より適宜外國人を諮議又は調査員に任ずることを得(從來の治安審判廳の事務は地方分廷に於て繼續處理す)

を交渉せしめたり。其後露國前檢察廳長も亦審判廳長の應聘せるを聞き、亦來りて援助せんと欲し、面會を求めたるを以て、若し檢察廳長にして諮議の職に就かんことを欲すれば司法部に電請すべき旨を告げたり。該廳長は就職を希望し、且つ條件を聞へるに依り司法部より辦法を規定し、頒布し來るを俟ちて通知すべきを告げたるに、該兩廳長は案件欵項引繼の際、我等は出頭せざるも亦可なりと言ひて去れり。

傳科長博克托等は書記官等と再三商議を重ねたるも檢察廳の事は刑廷に於て兼任する能はず。書記官一名、廷丁二名以上を採用するにあらざれば不可なりと主張して讓らざりしが、當時々期切迫せる爲め指令を請ふの暇なく、民刑廷及監獄等の四科竝、檢察廳に於て書記官七名、執行員二名、事務員及タイピスト計四名、廷丁二名を採用し、其俸給は悉く原額金留を支那銀貨に改め住宅、燃料、點燈料等は一切供給せざることゝし協議決定せるが、嗣いて民廷書記官ラオシニトフ突然金留を支那銀貨に改めたる外に仍ほ住宅、燃料費等を供給すべく要求せるも、直に之れを拒絶し、又檢察廳書記官セミレウエチ登廳せざるにより、該兩書記官を解任し別に事務員チリラウエホを用ひて檢察廳の事務を取扱はしめ、登記科書記官アイラウを民廷に轉任せしめ別に事務員一人を採用して登記事務を取扱はしむることゝせり。當時實際露人を採用せるは書記官五名、執行員二名及タイピスト六名、廷丁二名にして整理に着手し、調査員博克托の月給三百元を合し、毎月支出の俸給及車馬費合計銀三千七百餘元、事務費毎月約六百元内外を算せり。此れ露國法院の引繼露人雇用の經過狀況なり。

嗣いて高等及地方審判廳並に地方分廷を漸次設立せり。即ち哈爾賓に高等審判廳一ヶ處、地方審判廳一ヶ處、鐵道沿線に地方分廷六ヶ處を設置し專ら鐵道附屬地居住露人に關係の訴訟案件を處理し、其管轄區域は或は警察の管轄に依り

つて勸誘せしめ先づ有力者二三名を採用せば、直に案件を整理し得べしと。依つて協議を經て方法を決定し司法部に請訓許可を得たる後、傳聞成より博克托に其旨を告げたるが、博克托は前議を飜へし、該書記官等四十人全部採用するにあらざれば就職せず、亦其引繼を行はずと言へるを以て、更に傳科長に命じ、別に露人の法律に通ずる者數名を雇いて整理し、從來の者は一切採用せざることゝせり。此時に至り博克托來りて曰く該書記官等も已に讓步し、只民刑廷及監獄、登記、會計、文書の四科並に檢察廳に書記官七名、事務員十名、タイピスト三名、執行處に書記官二名僕役二名、合計二十四名を採用せんことを要求し、且つ其の云ふ所によれば、若し前審檢兩廳長を聘して顧問とせば該書記官等は處置し易しと。然るに監獄、登記、會計、文書の四科は均しく重要なる關係あるを以て各書記官一名を留め又兩廳四科に事務員及タイピスト五人を留用し檢廳の事務は刑廷の兼任とし、準備期限逼迫せるを以て法院成立後に於て更に去留を定めんとせしが、博克托は尙檢廳に書記官、事務員各一名及僕役二名を增加するにあらされば不可なりと稱す。當時當方の草案を司法部に報告して其の承認を得て交涉せんと欲せしが、一方交涉局は又各條約國の督促甚だ急にして延期し難き事情あるに因り、速に其の要求を容れんことを慫慂せり。翌日博克托又來りて曰く、已に前審判廳長に面會したるが大に支那側の招聘に應せんことを希望し居れり、但し月俸は四五百元内外たることを要すとし、且つ哈爾賓を去る能はず、若し速に發表せば彼れは引繼の責任を負ふべしと云へり。是に於て準備處の名義を以て博克托を聘して調査員と爲し月俸三百元を給し、並に所定の各書記官に對し必ず十一月一日より登廳して書類整理に着手すべきを通知せり。嗣いて司法部の返電に接し、準備處に於て先づ前審判廳長を聘して本部司法部の諮議と爲すべく許可せられたるに依り、直に交涉局に通知し、該前審判廳長も亦十一月一日より先づ登廳して就職すべき

全部東支鐵道より立替へ支出することゝなれり。

然るに、民國九年九月二十三日露國公使の待遇停止後、司法部より露國法院回收を提議し、閣議を通過し、司法次長張一鵬を東支沿線に派遣して視察調査せしめ、嗣いて殷汝熊を派遣して引繼準備主任と爲し、同時に東省特別區法院編制條例(註一)及特種司法官選任章程(註二)並に外國諮議等任免章程(註三)を頒布し、十一月十日に至り殷汝熊より露國法院書類の引繼及露人雇用狀況を司法部に報告せり、其大略を記述すれば左の如し。

十月一日吉林交涉局代表者は濱江地方審檢兩廳長と共に露國法院に至り、其執務の停止を命じ並に一切の未決案件を支那側に移交引繼ぐべきことを交涉し、又交涉局代表者より露國側に對し、若し能く引渡を完全に行はゞ我政府(支那政府)に請求して從來の官吏を適宜留用し司法事務の補佐に任ずべき旨を以てせるも、該法官等は其引渡を拒絕し並に全部留用し從來の如く組織せんことを要求せり。斯くの如きは決して承認すべきにあらさるを以て已むを得ず露國の前地方廳及第一、第三兩治安審判廳を先づ封鎖し人を派遣して看守し、嗣いで交涉局と商議し、該法官等を適宜留用して顧問と爲し、又該書記官等も雇用して整理せんと欲し、再三交涉せるが該法官等は前議を固持して讓らず、時に該院封鎖の日を距ること二旬を逾へ、各條約國の領事は皆各該國人民等の關係を有する案件が其の處理を中絕せられたる爲め、何れも交涉局に向つて質問を發し、殊に英佛領事は該國人民の關係案件多く且露國法官等の運動を受け遂に該法院を原狀に囘復するか或は該法官等を從來の如く採用して、裁判官たらしむべきを要求するに至り情勢頗る急迫せるものありしを以て、又交涉局と商議し、別に對策を講ぜんと欲しつゝありしが、當時交涉局外交科長傅閏成の意見によれば、彼れは露國辯護士博克托なる者と交際厚く、若し該辯護士を聘して調査員とし、各書記官等に向

第二節　司法權回收の經過と其現狀

東支鐵道附屬地内に於ける露國人の民刑訴訟事件は光緒二十七年舊露國政府が距離の遠近に依り知多、浦鹽、旅順三ヶ處の地方法院に區分して處理しつゝありしが、同三十年旅順地方法院を哈爾賓に移し、三十二年邊界地方廳と改名し、民國二年獨立の法廷を設立し是に於て司法機關漸く完備するに至れり。其哈爾賓に設立せるは地方審檢廳一（審判廳に廳長一名副廳長一名判事七名を置き民刑兩廷に分てり）上訴廷一（專ら初級上訴事件を取扱ふ）人事訴訟廷一を置き、檢察廳に檢察長一名檢察宮三名を設け、東支鐵道沿線には初級審判廳（又は治安審判廳と名く）を十一ヶ處設置し、司法警察の職務は均しく鐵路巡警に於て之れを執行し、初級審判廳は專ら初級案件を處理し、刑事は徒刑四年迄民事は罰金五百元迄を各限度とし、其餘は均しく地方審判廳の管轄に歸し、尙巡廻裁判制を採用し、一定期間廳より係官を派して札蘭屯、齊々哈爾、博克圖、海拉爾、滿洲里、横道河子及綏芬河の各大驛にて地方管轄の案件を審理し其の初級審判廳の裁判に服せざる者は地方審判廳に上訴することを得地方審判廳の裁判に服せざる者は露都の樞密院（同院は大審院の職務を代行す）に上訴することを得。並に哈爾賓、滿洲里、海拉爾、博克圖、横道河子の五ヶ處に各監獄一ヶ所を設置せるが、就中哈爾賓監獄最も大にして能く五百名の犯人を收容することを得、各監獄は均しく未決犯をも併せて收容し其他沿線の各大驛即ち札蘭屯、齊々哈爾（別名昂々溪）安達、一面坡、穆稜、綏芬河、窰門（即張家灣）等の警察署には均しく臨時犯人留置所を附設し、司法經費は東支鐵道會社より毎年若干額を補助支出する外、其餘は總べて露國の國庫より負擔しつゝありしが、露國に革命勃發後、露國政府は此の經費を支出する能力なきに至り

第七條　鐵路警察と鐵道とに關係を有する緊要事項の發生せる時は鐵路局各處長各科長は直接警察處々長と協議して處理し同時に所屬長官に報告し其沿線に於ける各驛長段長は事故の發生せる場合鐵路警察と協議して處理し其狀況々鐵路局及警察處に報告し一切の往復文書及報告類は簡單に之れを行ひ若し緊要事項ありたる場合は直接通知して處理することを得

第八條　治安の維持及鐵道財產の保護は事理に明白なる者を選ぶにあらざれば其任に堪へざるに因り鐵路警察從事員は務めて忠實に服務するを要し其任に堪へざるものに對しては鐵路局長は鐵路警察處長と協議して其事項を調査し督辦に申請して適宜免職せしむることを得

（註八）　東支鐵路巡警臨時護車章程

第一條　東支鐵路局に於て管轄する列車の運轉に當りては鐵路警察處より警官を派遣し乘車して之れを保護す

第二條　列車保護の警官は鐵路警察處長より巡察官若干名警長巡警若干名を配置して之れ充て專ら其任務に當らしむ

第三條　列車保護に任ずる警官の配置は別表を以て之れを規定す

第四條　列車保護の警官は當分哈爾賓第一段々長に於て之れを管轄す

第五條　每次運轉列車に對しては巡察一名、支露警長二名、巡警二名計五名を派遣して保護す但し必要の場合或は特別の事情ある時は適宜增派することを得

第六條　列車保護の警官は均しく制服を着用することを要し別に本處より證明書を交付す

第七條　列車保護の警官は一律に乘車賃を免除す

第八條　列車保護に關する警官の服務規則は別に之れを定む

第九條　列車保護に任ずる警官の食費は定額を支給し別に豫算を以て之れを規定す

（註七）　鐵路警察署組織大綱　（十年四月）

第一條　東支鐵道沿線秩序治安の維持及沿線各驛各材料廠並に有ゆる鐵道財產を保護する爲め鐵道警察を組織し分つて內勤外勤と爲す

第二條　外勤警察は沿線の秩序治安を維持し內勤警察は專ら有ゆる鐵道財產の保護に任ず

第三條　內外兩勤警察は鐵路警察處々長の管轄とし哈爾賓及其附近一帶に於ける有ゆる內勤事項は鐵路警察處內勤副處長に於て指揮し各驛鐵道財產の保護は鐵路警察處に於て沿線外勤各段長の內勤を兼任せる鐵路警察處に命じ保護の責に任せしむるものとす

第四條　車務、材料、工程、機務の各處に於ける鐵道沿線財產看守人は總べて鐵路警察に編入して一律に服務すべきものとす

第五條　鐵道財產即ち金庫貨物車輛材料廠等に對しては交番所を設けて看守し同交番所設置場所は圖表を以て之れを明かにし並に詳細なる說明を加へ專ら該處の交番所は該處の財產を保護すべき職責を有する旨を記載し其圖表及說明書は鐵路局々長及鐵路警察處々長に於て協議の上之れを作成し兩者の署名を經て督辦に其承認を申請し又之れを變更する時は前記の手續に依りて處理し一切の鐵路警察（內勤外勤）經費は鐵路警察處より每月人員及豫算表に照して督辦に申請し其承認を經て督辦より鐵道局に通知し更に警察處より直接鐵道局に對して支給を請求し其警察職員は鐵道職員と同等の待遇を受くるものとす

第六條　鐵路警察の職務は督辦の承認せる鐵路警察組織大綱及內外勤章程並に鐵路警察處に於て前記の大綱及章程履行に關し將來頒布する訓令を遵守し又該章程及訓令等に基き處理する時は鐵路警察處より鐵道局に照會し沿線各署に通達して一樣に遂行せしめ鐵路警察處は督辦の管轄に隷屬し督辦の命令を奉ずべきも凡そ鐵道財產の保護治安秩序の維持及犯人の搜查逮捕等に關し鐵道財產に妨害を加ふる各事項に對しては鐵路警察處は鐵路局々長の指揮を受くることを得

鐵路警察處に對して爲すべき鐵路局々長の指揮は總務幇辦代つて之れを爲すことを得

保安警察隊
保安警察馬隊
衛生警察隊

各警察隊に各隊長を設け配置の都合に依り更に各分隊長を設くることを得。其編制は處長より內務總長に申請して其決定を仰ぐべきものとす

第十條　駐在所に各署長一名を置き該管署長に於て定員中の巡官より選拔し處長に申請して任命す

第十一條　秘書科長、督察長、技師、署長、科員、督察員、技手、翻譯員、署員及分隊長は署長より規定に依り內務總長に申請し其承認を經て任用す

第十二條　副署長及前條の各員は均しく任用後章程に遵ひ警察職員證を請領すべし

第十三條　秘書は署長の命を承け機密事項を取扱ふ

第十四條　科長は長官の命を承け該科の事務を分掌し科員は長官の命を承け該科の事務取扱を補佐す

第十五條　督察長及督察員は長官の命を承け全區の警察を督察す

督察規則は處長に於て別に之れを定む

第十六條　技師及技手は長官の命を承けて技術事務を取扱ふ

第十七條　翻譯員は長官の命を承けて譯述事務を取扱ふ

第十八條　署長は處長の命を承けて該署の警務を司り署員は長官の命を承け該署の警務を補佐す

第十九條　分署長、署員、駐在所長は長官の命を承け該署の警務を司る

第二十條　隊長及分隊長は處長の命を承け該隊の警務を司る

第二十一條　總管理處及各署隊長は現行警察官制の規定に依り雇員を適宜任用することを得

第二十二條　總管理處及各署隊の執務細則は處長に於て別に之れを定む

第二十三條　本章程は公布の日より施行す若し不備の點ある時は內務總長より之れを修正することを得

第四條　總管理處は事務上必要なる副處長二名を增設することを得
副處長は處長の指示を承け處務を補佐するものとす
副處長は內務總長に申請して任命す
第五條　總管理處は現行警察官制の規定に依り四科を分設することを得第一、第二の順序を以てこれを列記し各科の管掌事務は處長より草案を作成し內務總長に申請し其の承認を經べきものとす
第六條　總管理處には現行警察官制の規定に依り左記各員を設くることを得
秘書一名乃至三名
科長四名
科員十六名以內
督察長一名
督察員十名以內
技師一名
技手一名乃至二名
翻譯員二名乃至四名
第七條　總管理處に於て東省特別區警察編制大綱の規定に依り區を分ち署を設くる時は各該區署所と巡官及長警の配置を協議し一括して處長より內務總長に申請して其査定を經べし
第八條　各警察署は現行警察官制の規定に依り左記各員を設くることを得
署長は各署に一名とす
署員は各署共四名以下とす
翻譯員は各署一名乃至二名とす
第九條　總管理處は現行警察官制の規定に依り左記各隊の編成配置を爲すことを得

之を尊重す

（註五）　東省特別區警察編制大綱　（九年十二月二十五日）

第一條　東支鐵道沿線附屬地內全部を特別區域と爲す

第二條　東省特別區警察總管理處を哈爾賓に設け曩に設置せる警察局及其附屬機關は同時に之れを裁撤す

第三條　東省特別區警察總管理處に處長一人を設け內務總長より大總統に申請して任命す。

第四條　處長は內務總長の命令を承け東省特別區內地方警察行政事項を管理し吉黑兩省或は東支鐵道と關聯せる事件發生せる場合は吉黑兩省最高行政長官或は東支鐵道督辦の指示を承くべきものとす

第五條　東支鐵道沿線繁華の地方には警察署分署及駐在所を設くることを得處長より適宜之れを配置す

各警察署に署長一名を置き薦任（奏任に當る）を以て之れに充て各分署及駐在所に分署長一名駐在所長一名を置き委派（判任に當る）を以て之れに充つ

第六條　東省特別區の警察敎育は內務總長より督練官一名を派遣し處長と協議の上督練公所を組織して敎練事項を督理す督練公所規則は別に之れを定む

第七條　東省特別區警察總管理處と東支鐵道巡警及特別區に連接せる各地方警察機關との管轄權限は該處より草案を作成し內務部に申請して其承認を經べし

（註六）　東省特別區警察總管理處章程

第一條　總管理處々長は東省特別區警察編制大綱の規定に依り內務總長の命令を承け東支鐵道哈長、哈綏、哈滿間各沿線附屬地內に於ける警察行政事項を管轄し所屬職員を指揮監督す

第二條　處長は現行警察官制の規定に依り單行警察章程を發布することを得。但し內務總長に申請して承認を經ることを要す

第三條　處長は所屬職員の處分或は命令に對し法令に違反し又は超權行爲と認めたる時は之れを停止し或は免職せしむることを得

せしむるを得べし
滿洲里及哈拉爾驛に於ける商業會議所も亦各二名の委員を選出し行政委員會に列せしむるを得べし
其他單に民會のみ有する都市に在りては淸國居住者は露國居住者と同一の權能を以て自治團體の行政に干與す
細則制定後議員行政委員の選擧は新規定に據より施行せらるゝものとす
本協約の本文は之を露淸佛三國語を以て各四通を作り雙方の委員正式に之に記名調印するものなり
解釋上異議を生じたるときは佛文を以て之を決裁す

千九百九年四月二十七日(五月十日)即ち宣統元年三月二日

北京に於て

大露國欽差全權大臣　ワイ　コロストウエツ　印
東淸鐵道總辦　ギー、ホルワツト　印
大淸國外務部尙書會辦大臣　梁　敦　彥　印
署哈爾賓道　施　肇　基　印
黑龍江候補道　于　駟　興　印

尙右協約第一條に關する淸露間覺書參考のため左に掲記すべし

外務部より露公使宛

東淸鐵道附屬地は淸國の領土にして既に協定に於て明言せし如く淸國は該附屬地に對し完全なる主權を有す故に同附屬地內に居住する各外國人民が淸國と各外國と締結せる條約により享受すべき利益は附屬地內にありても同樣之を尊重すべきものとす一切の誤解を解かんが爲に特に此の覺書を交換す

露公使より外務部宛

鐵道附屬地は淸國領土とす特に茲に淸國の主權を承認するを聲明す本日特に自治團に關する協定に署名せんとするに當り本公使は附屬地內に居住する各外國か淸國と各外國と締結せる條約により享受する利益は附屬地に在りても

又議員會議に於て決議したる事項は兩官に提出して其承認を經たる後行政委員會の名を以て之を公布し國籍の如何を問はず各居住者に對し之を施行すべし

第十四條　交渉局總辨又は鐵道長官に於て議員會議の決議を承認せざる場合には該決議は更に議員會議の再議に附せらるゝものとす

前項の場合に於て該決議が出席議員四分の三以上の多數を以て採擇せられたるときは執行力を有するものとす

第十五條　鐵道附屬地内の重要都市に於ける公益上並に財政上の重要問題は議員會議に於て審査の後鐵道督辦（一八九六年の條約第一條に基く清國大官）並に東清鐵道本社に移牒して其の共同審議及認可を求むるものとす

第十六條　停車場、工場其他特に鐵道の使用に供せらるの地所は東清鐵道會社の專管と爲す其他鐵道會社附屬地中未だ租與せられざる地所並に鐵道會社の專管に係る建物にして所定計畫により未だ自治團に引渡されざるものは暫く從來の通り鐵道會社の管理に屬するものとす

前項の地所は當分地税等を免除せらるゝものとす

第十七條　以上各條の規定に基き自治團体及警察に關する細則を制定し且つ地税率を定むべし本協約調印の日より一ケ月を超過せざる期間内に該細則の制定に着手すべきことを約定す

第十八條　自治團体に關する細則制定せられ其實施に至る迄該團体の事務は假りに現行細則に據り之を施行するものとす

但し交渉局總辨並に鐵道長官の監督權に關する本協約第十三條の規定を適用するものとす

交渉局總辨又は鐵道長官に於て議員會議の決議を承認せざる場合又は總辨長官の間に意見互に一致せざる場合に於ては清國並に外國居住者より各一名の特別委員を選出すべし

交渉局總辨及鐵道長官は右二名の委員と合同して清國居住者又は外國居住者中より尚一名の名望家を選出したる上和衷共同して該事件を審議處理するものとす

哈爾賓清國商業會議所は三名の委員を任命し同市行政委員となし他の行政委員と同一權能を享有して事務を分掌

第四條　淸國主權の發動に因る法律命令其の他諸規則は淸國官吏に於て之を告示すへし

第五條　鐵道附屬地に出張する淸國高等官憲及諸官吏は鐵道會社及自治團体より周到の注意と敬意とを以て迎へらるべし

第六條　鐵道附屬地内に在る重要なる都市に自治体を置く

該都市の居住者は地方の程度と人口の多少に從ひ選擧に依り議員を任命し該議員をして更に執行機關を設けしめ又は居住者自ら自治團体の事務に從事し一名の代表者を選出し該代表者に於て居住者總會の決議事項を執行せしむることを得るものとす

第七條　鐵道附屬地内に於ける淸國人並に外國人は其の問題に何等の差別なく一の權利を享有し同一義務を負擔するものとす

第八條　一定の不動產を所有する者又は每年一定の使用料及課金を納むるものは總て議員選擧權を有す

第九條　議長は議員會議に於て議員中より選擧し國籍の如何を問はず

第十條　地方公益に關する一切の事項は議員の管掌に屬す寺院、商業會議所、學校、慈善事業に關する建物等の如き居住者の一部に限り利益を享有する施設物は各關係居住者の出金を以て維持すへし

第十一條　議員會議は議員中より國籍を問はず行政擔任の委員を選擧するものとす

行政委員の數は三名を超過せざるものとす

右の外交涉局總辦及鐵道長官は更に各一名の委員を任命するものとす

議員會議より選出したる委員並に任命に係る前記委員は議長と共に行政委員會を組織す

第十二條　議員會議長は行政委員會長を兼ぬるものとす

第十三條　交涉局總辦及鐵道長官は議員會議長及行政委員會長以上の地位を有し監督を爲し並に必要と認むる場合自から檢査を爲すの權限を有す

第十一條に揭ぐる委員は常務に關する報告書を交涉局總辦並に鐵道長官に提出すべし

第三條　從來東支鐵道附屬地內に於て居住或は營業に從事するものにして、支那內地或は他の商埠地に業務上往來し護照を有する者に對しては取調の上寫眞と相符合せる時は其通過を許可すべし

第四條　抑留監視中の露國人民及將卒にして生活費を有せざるものに對しては均しく本部（護路軍司令部）より之れを支給す

第五條　露國の負傷將卒に對しては最寄の軍署と協議し適宜の地を擇びて收容し治療を與へ其平癒を俟ちて送還すべし

（註三）　綏芬河驛通車臨時規定

第一條　東支鐵道より烏蘇里鐵道に運搬する車輛、貨物、穀類及一切の物品は均しく沒收或は抑留することを許さず

第二條　乘客及鐵道從業員は其往來を保護せられ妨害を受けざるものとす

第三條　露國の軍隊及武器携帶の露人は均しく支那領土內に入るを許さず

第四條　支那の主權を尊重し並に護路軍警の從來公布せる一切の規則を遵守すべし

第五條　今回支那商人の**ニコリスク**に於て押收せられたる穀類及貨物は之れを全部返還し並に將來再び斯くの如き事件を發生せしめざるべく確實に保證せしむべし

（註四）　東支鐵道附屬地行政權問題に關する露淸豫備協約　（千九百十一年、宣統三年三月二日）

第一條　鐵道附屬地內に於ける淸國の主權は根本主義として之を承認す右主權は何等侵害を蒙ることなかるへし

第二條　淸國は鐵道附屬地內に於ける主權の發動に基く一切の措置を執るへし鐵道會社又は自治團体は東支鐵道會社の締結したる諸條約に違反せざる限り何等の名義を以てするも右の措置を妨ぐるを得ざるものとす

第三條　東支鐵道に關する現行諸條約は引續き有効なるものとす

を虐待せざる様忠告し若し該黨に於て之れを承諾せざる場合は支那側より之れを一般に公布し各友邦聯合して救濟することゝすべし

第五條　豐富なる旅費を有し浦鹽及ニコリスク駐在支那領事の發行せる護照を所持し且つ黨爭行爲の嫌疑なきこの明かなる者に對しては直に證明書を給し入境或は通過を許可すべし但し將卒及難民の重要物品は均しく點檢して證書を徵し支那側に於て保管し指令を仰ぎて處置すべし

第六條　無職の窮民は均しく第四條に照して處置すべし

第七條　西方に來る列車は均しく先つ國境外に於て停止せしめ我が將校より嚴重なる檢査を行ひ上司の指令を仰ぎて處置し擅に入境するを禁じ露國の黨爭を繼續し露領內に責任者なき期間中は列車の綏芬河驛より露領に出入するを禁ず

第八條　山路を迂回して入境する露人に對しては關所の番兵に於て之れを檢査し護照を有せざるものは一律に入境を拒絕し武器を有する者に對しては之れを解除しで驅逐すべし

第九條　檢査に任ずる官兵は其入境者に對し規定外の强要を爲すを得ず其解除したる各軍器は均しく其數に按し番號を附して報告し並に露國人より證書を徵し置くべし其違背者に對しては軍法を以て處分すべし

第十條　以上規定せる各條は綏芬河驛高級將校より兩黨に對し新聞に掲載して宣布すべし

（註二）　長春に於ける露國の將卒及難民檢査に關する臨時取締法

第一條　南より來る露國の將卒にして其の制服を着せる者は哈爾賓に赴くを許さず。該地方軍警立會の上指定地點に收容して適宜監視し一團となし送還するに便すべし

第二條　南方より來る露人にして朝鮮に駐在せる露國或は支那領事の發行せる護照を所持する者に對しては東支鐵道附屬地內に從來營業を有せざる者は原地に送還し、若し露領に赴くことを希望し東支鐵を通過する者に對しては之れを查明し相當人員に達するを俟ち一團として送還すべし

を以てし、副區長は支那人を以て之れに充て、沿線は之れを六段に分ち各段に正段長一人、副段長一人乃至二人を置き總て支那人を以て之れに充て、各段に適宜駐在所及派出所を設く。此外別に哈爾賓に警備隊二隊を置き、主として處内高級官吏の從者並にナハロフカ工場及材料處等の保護の任に當らしめ、更に路警處より督辦に申請して鐵路巡警護車臨時章程（註八）を定め、毎次の發車毎に路警處より巡警を派遣して車中の警備に任せしむることゝせり。

抑軍警は元と國家の主權に屬し、其の何れの國を論せず之れに對し猥りに侵害を加ふ可からざるは平時國際公法の原則に照して明かなる所なり。然るに露人は侵略の野心を抱き漸次進犯し來り、始めは假條文を以て詐瞞し、嗣いて實際の攫奪を實行す。而かも我政府は之れを知らざるもの〻如く、盡く他人の侵畧に委せる狀態に在りて實に痛嘆に堪へざりしが、幸に露國に革命黨爭の變亂勃發し其結果主權我に歸することゝなり、爾來我が施設宜しきを得、中外共に翕然として之れに服することゝなれり。亦以て當事者苦心の功空しからずと謂ふ可し。

（註一）綏芬河驛に於ける露國黨員及避難民入境取締法

第一條　新舊兩黨其何れたるを論せず均しく入境を許さず其の強いて入境せんとする者に對しては武裝を解除して之れを驅逐す

第二條　新舊の黨爭をして我國境内に波及せしむるを許さず其違反者に對しては對しては武裝を解除し

第三條　露國の黨員敗退し武裝を解除して入境を請求する者に對しては該黨員の滯在地點を指定し並に戰勝黨員に向つて停戰すべきを交渉し一方軍器人數を點檢し其の武裝を解除せる將卒に對しては之れを優遇し兵卒には歸國を許し將校及首領に對しては支那側に於て夫々監視し上司に報告し其指令を仰ぎて處置すべし

第四條　武器を有せざる將卒及難民に對しては支那側より戰勝黨員に向つて人道を尊重し法を設けて收容し之れ

内公議會大綱(註四、東支鐵道附屬地行政權に關する露淸豫約協定)なるものを訂立し、又一ケ月內に別に巡警細則を商定すべきを約定せり。元來此細則に於て補救の道を講すべかりしが、淸國政府は徒に時日を遷延して期日の如くこれを商定せず。且亦何等の意思表示を爲さざりし爲め、露人は積極的に歩を進め、民國元年に至り露國皇帝は露國巡警の東支鐵道附屬地內に於ける刑事案執行手續規則を裁可し、支那及其他の國籍を有する人民に對し均しくこれを適用することゝせり。斯の如きは元來我自ら之れを放棄し他人の之れを獲取するに任せたるものにして、主權の喪失蓋し此時に於て其種子を播けるものと云ふべし。然るに民國七年二月に至り露國の赤白兩黨政爭の結果、我國は始めて自ら鐵道附屬地內に臨時警察局を設置し、露國巡警と區を分ちて治安を維持しつゝありしが、九年ホルワットを驅逐せる後、內務部より東省特別區警察編制大綱(註五)を頒布し、更に右大綱に基き警察總管理處組織章程(註六)を規定し是に於て臨時警察局を東省特別區警察管理處と改め哈爾賓を中心とし東支鐵道に沿ひ南は長春に至り、北は滿洲里に至り、東は綏芬河驛に至る沿線を全部東省特別區警察管理處察警權施行の區域と爲し、全區域を九區に劃し、第一區の管轄區域を哈爾賓道裡(埠頭區)、及八站(八區)、三十六棚(ナハロフカ)、秦家崗(新市街)、馬家溝、香坊(舊哈爾賓)、顧鄕屯(インテンダントスキー)等の各地とし、第二區の管轄區域を哈爾賓驛より長春驛に至る間とし、第三區の管轄區域を哈爾賓より綏芬河驛に至る間とし、第四區の管轄區域を哈爾爾より免渡河驛に至る間とし、第九區の管轄區域を海拉爾より滿洲里に至る間と規定せり。

　路警處組織大綱(註七)は民國十年四月始めて頒布せられ、中東鐵路路警處と名け、東支鐵道全線各驛に於ける有ゆる鐵路巡警は總へて該處の管轄に屬せしめ、哈爾賓に四區を設け、各區に正、副區長各一人を置き、正區長は總て露人

蓋し當時露人は常に支那人の穀類及貨物等を抑留沒收しつゝありしが、綏威臨時通車條件(註三)の規定後、此等の不法行爲漸次除去せられ民心亦大に安んずるに至れり。

露人は東支鐵道會社章程内に於て單獨に勝手なる規定を設け、鐵路巡警を配置せるが、會社契約の條文に就き其意義を解釋せば、警察權は當然我の專有に歸すべきなり。然るに如何せん强弱の懸隔甚しかりし爲め、公に締結せる契約も遂に廢紙に等しく、反つて單獨に規定せる章程を神聖犯すべからざるものとせり。而已ならず、鐵道附屬地内の警察權も亦其譎詐の慣用手段を用ひ、强いて會社との鐵道敷設契約に記載せる『一手經理』の四字を楯に取り、行政權内に包括すべきものと爲し、我國に向つて力爭せり。當時日本は已に南滿洲鐵道を分得し、露國と利害を共にせるより大に露人に加担し其要求を正當と稱せるが、米國は哈爾賓は支那が開放せる商埠なれば、斷じて一私立會社の行政權下に置かしむべき理由なしと主張し、露國の要求が公法に合せざるを責め、獨乙も亦米國の說に贊成し、米國は遂に支那の主權を尊重し機會均等主義を以て各國に向つて宣言を發表するに至れり。露人も理由に窮し多數の反對を排して推行し難きを知るや、其手段を改め表面上の無理要求を停止し、密かに民政處職務權限を規定し、其必要に應じて一切の機關を自由に設置せり。我國の外交は從來他動的地位に立ち、且つ外交に對しては蛇蝎の如くこれを嫌ひ苟くも人の來りて交涉を開始せざる限り、我は常に姑息苟安を貪るを常とせるを以て、露人は此の機微を窺知し、寸を得て尺を進め公然附屬地内に公共議事會(市制)章程なるものを發布せるが、支那商民は其規定せる權利義務の甚だしく不平等なるを以て、之れに對し群起して反抗し一大問題を惹起するに至れり。是に於て東支鐵道會社露國座辦ホルワットは北京に到り時の外務部尙書梁敦彥と長時間の接衝を重ねたる結果、宣統元年(一九〇九年)東支鐵道附屬地

類數日等均しく不明なれば、此方面の狀況に對しては直接丁鎭守使に命じて報告を徵せられんことを請ふ其後又白黨シーリニコフ徒黨數百名を聚め我邊境に於て事を起さんと企圖しつゝありとの趣、海拉爾程督辦より報告ありたるを以て、直に哈滿司令萬福麟に命じ、軍隊を派遣し彼等の武裝を解除せしめ、孫、吳兩督軍より應援軍警の派遣を請ひ、現に河鳩駐紮王警察署長より シーリニコフ及其部下の統領特魯恒營長巴立心三名を逮捕し解除せる小銃七十挺、拳銃三挺、機關銃一臺、及爆彈等と共に黑龍江省に押送し、吳督軍の處置に委し、其徒黨の逮捕せるもの百餘名は已に王署長に於て暫時露領の村落に抑留し軍警を派して監視し、餘黨は目下嚴重搜査中に在り。是れ最近露國亂黨に對する處置の狀況なり。査するに、露國勞農及極東兩政府は何れも未だ各國の承認を經ざれば、白軍の彼等と戰ふは、即國內に於ける或一部の人民が他の部分の人民の樹立せる政府に反對する行爲と視做すべく、國際法上に於ける交戰國に關する一切の慣例を適用する能はず。隨つて白黨の戰敗して我國に逃入する者も亦政治犯人と認むべくして俘虜と認むべからず。我國が其武裝を解除し其行動を監視する所以のものは、乃ち本國の主權及國境內の治安を維持する爲にして、全く一種の自主的內政行爲に係り、決して何れの方面よりも干涉を受けたるものにあらず。但し露國人民大多數の心理は現に新黨に傾き勞農及極東兩政府合併後、國內漸次統一に歸しつゝあり。支露兩國は國境相接し、從來親睦厚き關係上、一切の處置比較的新黨の意見を多く容れて兩國々民感情の圓滿を謀らざるべからず。敝部が露國舊黨敗走後、之れに對して取りたる一切の處置は自ら顧みて能く其國際法の原則に合せるものと信じ、其極東政府北京駐紮代表の提出せる四項の希望に對しても亦均しく滿足の意を表するものなり云々

東政府軍事交通總長ポポウエチより、該車輛は烏蘇里鐵道の所有に屬するの故を以て返還方屢々電請し來れり。更に督辦公所技術員裘維瑩を派遣して取調べしめたるに、該車輛は確に鐵道修理用のものに係り、車内の機械は軍用品製造用のものに非ず、その積載せる材料も亦盡く鐵道用品なれば軍事に關係なきものと認め長綏司令張煥相に命じて再調査を爲さしめ、事實判明の後始めて返還し、ポポウエチより完全なる領收證を徵し置けり。是れ綏芬河驛に於ける對露亂黨に關する經過の狀況なり。此外十月二十八、九の兩日浦塩より朝鮮に逃れ安東を經て我國境内に入れる露國舊黨敗兵眷屬計百餘名、前後汽車にて長春より來哈せるを以て直に抑留せるが、哈爾賓に之れを留置するは不便なるに因り、再び列車を準備して長春に送還し、孫督軍に其收容監視方を依頼し、又長春に於ける露國敗兵及難民檢査手續五ヶ條（註二）を規定し其取締に資することゝせるが、其後安東方面より陸續來長せる露人頗る多きを以て、安東王交渉員に命じ露人の入境禁止に關し日本領事に交渉せしめ、他方所定の取締法に依りて處理せり。斯くして既に收容せるもの數百名に達し綏芬河より入境の露人を送還せる後長春に抑留せる露人を陸續送還する方針を取れり。其の琿春方面より竄入の露軍を如何に處置すべきやは、敝部の職權範圍内に屬せざるも、事對外關係に亘るを以て、其の取締方法は一途に出づるの必要あり。故に露國舊黨敗軍の一大部隊毛口崴方面に向つて退却するものありと聞くや、直に綏芬河驛に於ける露人取締法十ヶ條を電報を以て丁鎭守使に通知し、之れに倣ひて其の取締を行ふに便せり。其後丁鎭守使哈爾賓を通過せる際、新黨の駐哈阿代表に會見し、露領の源春河地方を以て其の收容地とし、武裝解除の軍隊は盡く該地に護送し、支那側より食料等を給して監視することに協定せるが、其の後露國敗兵の入境せるもの幾何なりしや、又如何に處置せるや、押收軍器の種

放し、殘餘は之を三回に分ちて滿州里驛に送り、極東政府の官憲に引渡して其引受證を徵取し本國に送還せしめ少數の將卒及其眷屬にして歸國を欲せざるものは齊々哈爾に護送し、吳督軍と協議して收容所を設けて之に收容し、嚴重なる監視を行ひ、又首頭**スモーリン**は横道河子に留置して保護を加へ、馬橋河に竄入せる二百餘名の兵士に對してはその地點露境に接近し騷擾を釀し易きを以て**ヤブロニヤ**以西の各林場に配置して勞働に從事せしめ各該地方に駐屯せる軍隊を以てその最寄に就き監視せしめ、以て將來時機を見て送還することゝし、斯くて綏芬河驛より入境せる敗兵及避難民は目下既に畧々處置し終れるが、一、二回滿洲里に押送せる露人中途隙に乘じて逃走せる者あり、之れ固より草卒の際護送上の不備より招ける所なるが、然かも亦嘗て赤黨の白黨に對する處置慘酷に過ぎたるを以て、今次敝部より逐次委員を派して赤黨と交涉し再び慘酷なる處置を取らざるべき旨を聲明せしめたるも白黨の敗兵等は依然として疑心氷解せず、寧ろ他鄉に流浪するも歸國して慘酷なる處置を受くるを欲せず、是亦逃走の一因たるを失はざるなり。仍て更に命令を下し護路軍々警をして特別區警察と協力し對靑山、安達、昂々溪の三驛に檢査所を設け往來の乘客及鐵道附屬地內に居住せる露人を檢査せしめ、居住證明書を有せざる者は全部抑留し、充分調査したる後一括して追放することゝし、その後抑留せる者數十名に達する每に續々追放せり。その押收せる軍器は全部張副司令と稅關と立會の上點檢し、且つ**スモーリン**より軍器引渡證を徵し、同證書には稅關總辦の署名を徵し置けり。押收せり武器は步兵銃八百餘挺、野砲四門、機關銃六臺、外に銃彈爆彈等あり、何れも副司令より銃彈の種類數目番號等を詳細目錄に認め、證書と共に本部に報告し來れり。此外烏蘇里鐵道工事用列車二十二輛**スモーリン**敗退の時綏芬河驛に運び來れるを以て我に於て抑留せるが、その後極

合國技術部委員會の協賛を經て、東支鐵道の警備權を完全に支那側にて行使することゝなり、其後吉林督軍鮑貴卿は護路總司令を兼任し、哈爾賓を以て中心地点と爲し、哈爾賓滿洲里間、哈爾賓長春間、哈爾賓綏芬河間の三區に分ち各司令一名を置き、爾來編制上に屢々變更を加へたるも大体に於て甚しき變動を見ず、十一年九月に至り、朱慶瀾將軍護路總司令に就任せり。其後恰も露國の赤白兩黨雙城子（ニコリスク・ウスリースキ）の各地方に於て激戰せるを以て、朱將軍は國際公法の規定に照して適宜の處置を取り、二ケ月餘を費し始めて事件の解決を見たるが、朱將軍は事外交に關するを以て各方面の誤解を解くため其經過の顚末を中央政府に報告せり。今其大要を擧ぐれば左の如し。

査するに、吉黑兩省の邊境は、處々露領と接壤せる爲め、從來露領に動亂ある毎に往々兩省に波及し、殊に東支鐵道一帶に於て其の受くる所の影響尤も甚だしかりしが故に、今次露國の新舊兩黨が雙城子其他の各地方に於て激戰しつゝありとの報を聞くや、直に敗兵及避難民の綏芬河驛（ポグラニーチナヤ）より我國境內に竄入し、地方を擾亂せんことを恐れ、當時露國の黨員及難民の入境請求者に對する取締辦法十ケ條（註一、註は本文の末尾に附す以下之れに倣ふ）を規定し、十月十八日長綏司令及同副司令に對し右取締辦法に依りて處置すべきを電命せり。其後白黨のスモーリン將軍其敗軍二千餘名を率ひ陸續綏芬河驛に退却し來れるを以て、均しく該取締辦法に照し其の武裝を全部解除し、並に軍隊を派して嚴重に監視し、一方極東政府駐哈代表オゾールニンと交涉したるに、同代表は武裝を解除せられたる者を本國に送還し、本國政府に於て充分保護すべきを極力保證せり。又彼等をして長く我國境內に留まらしむれば、啻に之れに對する給養費の不足を告ぐるのみならず、反つて事件を惹起する虞あるを以て、彼等に就き取調を爲したるより沿海洲に屬することの判明せる者は、便宜綏芬河驛より東方に向け追

後、露國政府は第二期吉黑兩省駐屯軍隊撤退の約を履行せず、之れがため遂に日露兩國は戰端を開くに至れり。戰爭は日本の勝利に歸し、日本は南滿洲鐵道の特殊利權を分得することゝなれり。是に於て日露兩國は支那に對して共同の利害を感ずるに至り、復た鐵道保護に名を藉り、日露兩國間に於て自由に協定を遂げ、鐵道沿線每一キロメートルに對し守備兵二十五名を置くことゝし、露國は東支鐵道沿線に步兵三個大隊、騎兵六個聯隊、砲兵一個大隊合計七萬內外の兵員を駐屯せしむることゝせり。是れ蓋し一種の名を捨てゝ實を取れる特別編制に係るものなり。

淸末に至り、露國は哈爾賓の一商埠に防備隊を設置し、其數三萬餘の多きに達せるが、歐洲戰爭急を告ぐるに至り戰線に出動の命下り此等の兵員は陸續引揚げたり。然るに露國政變後に於ても、東支鐵道沿線に駐屯せる露軍は尙約七、八千名を有し、彼等は露國の革命に乘じ東支鐵道を攪亂せんと企てたり之れが爲め我國は彼等に對し二回に亘り其解散を行ひ、漸く其の條約に違背して駐屯せる彼の侵略的露軍は遂に我が領土內に其跡を絕つに至れり。

我國は東支鐵道に依りて軍隊及軍器を輸送する權利を有し、東支鐵道會社との間に締結せる契約中に明かに之れを規定しあるに拘はらず、該鐵道は事實上支那の軍隊及軍器の大量輸送をなさざるのみならず、偶々支那將校が自衞上携帶せる拳銃に對し尙ほ且つ之れを沒收し、甚しきは支那人の乘車に對し亦露人と差別待遇を爲し、支那人乘用の三等車は每次僅かに一車を連結せるに過ぎざるを以て、常に滿員にして混雜を來し、又露人が檢札に不便なる時は直に支那人を車外に追出しつゝありしなり。故に從前此種の虐待を受けたる者は、今に至るも談偶々此事に及べは憤激の餘聲淚共に下るの槪あるなり。

民國六、七年の交、鐵道警備の責を吉黑兩省に於て負ふことゝなり、各其區域內に就き警備司令を設置し、八年聯

東支鐵道附屬地及松黑兩江航行に關する

支那法權回收事情

哈爾賓事務所調査課員
濱岡福松譯

第一章　軍警、司法、市政及航行の各權回收

鐵道は單に營業機關に過ぎずして政權は元より國家に屬すべきものなり。故に其の何れの國、何れの地又は如何なる鐵道たるとを論せず、鐵道を敷設せるの理由を以て所謂法權を行使する能はざるべきは自明の理なり。然るに東支鐵道に對しては事實上、支那が數次の交渉に種々の失敗を重ねたる結果、鐵道附屬地内に於て幾多の法權を喪失せり其主要なるものを擧ぐれは軍警、司法、市政、航行等の各法權と爲すべく今此の四者に就き其回收狀況を記述すれは概略左の如し。

第一節　軍警權回收の經過と其現狀

前清光緒二十三年（西暦一八九七年）五月中、露人のみを以て組織せる東支鐵道會社理事會は、鐵道敷設に從事する工夫多數に上ぼり之れを保護する軍隊無きは危險なりと爲し、護路軍設置に關する草案を議決して時の舊露國政府に申請せり。其結果、同年十二月露國統領ゲルングロッスをして、第一回護路軍として騎兵五百名を率ひ浦鹽を經て支那領土に入らしめ、區を分ちて駐紮せしむることゝなれり。是れ舊露國が條約に違背して軍隊を東支鐵道の沿線に侵入せしめたる嚆矢と爲す。嗣いで露國は、更に義和團の變亂に乘じ、東三省の各地に軍隊を派駐し、和議成りたるの

（註三）東省特別區法院外國人諮議調査員任免及執務規定……………………二七
（註四）東省特別區露人舊案清理處規定……………………………………二八
（註五）東省特別區法院檢察官配置執務權限大綱…………………………三〇
第三節　市政權回收の經過と其現狀………………………………………三〇
（註一）露人單獨規定の民政處大綱…………………………………………三七
（註二）哈爾賓市制…………………………………………………………三八
（註三）英露協約……………………………………………………………四七
（註四）東省特別區市政管理局章程…………………………………………四九
（註五）市政管理局より各領事に致せる通牒………………………………四九
第二章　航行權回收の經過と其現狀…………………………………………五〇
（註一）瑷琿條約……………………………………………………………六一
（註二）松花江航行船章程……………………………………………………六一

目次終

東支鐵道附屬地及松黑両江航行に關する 支那法權回收事情目次

第一章　軍警、司法、市政三權の回收……一

第一節　軍警權回收の經過と其現狀……一

（註一）綏芬河驛に於ける露國黨員及避難民入境取締法……九

（註二）長春に於ける露國の將卒難民調査に關する臨時取締法……一〇

（註三）綏芬河驛通車臨時規定……一一

（註四）東支鐵道附屬地內公議會大綱……一一

（註五）東省特別區警察編制大綱……一五

（註六）東省特別區警察總管理處規則……一五

（註七）鐵路警察處組織大綱……一八

（註八）東支鐵路巡警臨時護車規則……一九

第二節　司法權回收の經過と其現狀……二〇

（註一）東省特別區法院編制條例……二四

（註二）特種司法官選拔委員會規則……二五

凡例

一、本編は本年六月在哈爾賓遠東外交研究會の出版に係る『最近十年中俄之交渉』中東支鐵道附屬地に於ける軍警、司法及市政の各法權並に松黑両江航行權回收に關する事項等を翻譯せるものなり。

一、編中我國とあるは何れも支那を指せるものなり。

一、註に擧けたる東支鐵道附屬地行政權に關する露清豫備協約、哈爾賓市制及英露協約は原文不完全なりし爲め哈爾賓日本居留民會に於て刊行せる『哈爾賓市制及關係協約』中のそれに多少の訂正を加へて之を採錄せるものなり。

大正十二年十一月

譯者識

附屬地の行政權回收を手始めに漸次松花江の航行權並に司法權の回收を行ふに至れり。爾來這般の問題は啻に露支兩國の係爭案件たるに止まらず直接間接に利害關係を有する列國間に於ても重要なる國際的懸案として殘され近く開かるべき露支會議の推移に對し自然甚大なる世上の注意を喚起するに至れる次第なり。

本編の原書は哈爾賓遠東外交研究會の編纂に係り最近十年間に於ける前記支那の對露法權回收の經緯を審にせるものにして過去に於ける露國の東漸策を尋討するに便なると共に支那側の對露外交に關する意嚮を窺知するに足る好資料たり。仍て當所調査課員濱岡福松氏に囑して就中重要なる部分を採擇譯述せしめたる所以なり。

大正十二年十一月

哈爾賓事務所に於て

古澤幸吉

序

東支鐵道附屬地の守備權は滿洲還附協約に據るものなるが、露國は其以前に於て武器を携帶せる高加索土民及クバシ哥薩克民を移して守備隊を編成し之を以て鐵道敷設契約第五條第二項に基く雇看守隊にして軍隊に非ずとなせり。又會社の定欵第八條に據り附屬地に警察權を行使し、日露戰後旅順地方法院を哈爾賓に移して裁判權を行使し、尙敷設契約第六條を活用して附屬地に市制を布き、瑷琿條約に據り松花江の航行權を獲得せり。右軍警、司法、行政及航行の諸權は露支兩國間の條約又は露亞銀行と支那政府との契約に據ると雖も、其多くは曖昧なる條文を露國が便宜に解釋して權利の擴張を圖れるの迹を認む。卽ち支那政府としては素より斯る機能の發動を豫期せざりし處にして之が爲兩國間に紛爭の常に絕へざりしは自然の成行と云ふべきなり。然るに一九一七年露國は未曾有の革命に會し此等の諸權を行使する能力を失ひたり、而して支那は露國の權利を代行すと稱して東支鐵道附屬地住民の生命財產の保護を宣言し、且つ同附屬地に於ける諸般の施設は支那の主權を侵害し、條約に違反すとなし從來の慣例を棄却して

LIBRARY
APR [illegible] 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

哈調資料第七號

東支鐵道附屬地及松黑兩江航行に關する

支那法權囘收事情

南滿洲鐵道株式會社
哈爾賓事務所調查課

類
部
號

VP-
20.VI.83

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

East Asia

UTL AT DOWNSVIEW
D RANGE BAY SHLF POS ITEM C
39 24 13 19 02 014 0